

1. 議事日程第4号

(平成22年第2回大口町議会定例会)

平成22年3月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

10番	齊木一三	11番	吉田正輝
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
地域協働部参事 兼環境課長	杉本勝広	健康福祉部長	村田貞俊
建設部長 兼都市整備課長	野田透	総務部長 兼政策推進課長	近藤則義
生涯教育部長	三輪恒久	生涯教育部参事	鈴木一夫
生涯教育部参事 兼生涯学習課長	松浦文雄	会計管理者	星野健一
地域振興課長	平岡寿弘	戸籍保険課長	掛布賢治
福祉子ども課長	馬場輝彦	保育長	中野幸子
健康生きがい課長	宇野直樹	行政課長	江口利光

学校教育課長 近 藤 孝 文

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 島 幹 久 議 会 事 務 局 長
議 次 長 佐 藤 幹 広

開議の宣告

副議長（鈴木喜博君） それでは、皆様、おはようございます。

本日、齊木議長から欠席の届けが出ております。地方自治法106条第1項の規定により、私がかわって議長の職を務めさせていただきます。何分ふなれでございますので、議員の皆様の格別の御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は13人であります。吉田正輝議員も病欠でお休みという御連絡をいただいておりますので、13人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

副議長（鈴木喜博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

副議長（鈴木喜博君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。

議長さんのお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まずは、平成22年度予算編成についてお尋ねをします。

リーマンショック以降の世界的経済不況で日本経済も大打撃を受け、国の財政も大変な状況になっています。財務省は、国債や借入金などを合計した国の借金の総額が、2009年末時点で871兆5,104億円に達したと発表しております。国民1人当たりの借金は、実に683万円になっております。愛知県においても、ここ2年間の県税収入の落ち込みはすさまじく、約5,000億円もの大幅減収になっております。さらに米国において、大口町にも関係の深いトヨタ自動車のリコール問題による影響も懸念され、今年度も厳しい経済状況が続くものと予想されます。我が大口町においても、法人税が平成19年度に22億円あったものが、来年度の当初予算では6億円に激減し、大変厳しい経済情勢の中での予算編成になったと思います。その内情を町民の皆さんに知ってもらうことこそが重要だと考えております。そこで、まずは予算編成の流れについて御説明を願います。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 皆さん、おはようございます。

それでは、1番目の予算編成の流れについて御回答させていただきます。

予算編成過程については、既に町長が施政方針の中で申し述べておりますので、財政担当部長として感じた点などをお答えさせていただきます。

本年は、財政担当が決算及び平成21年度現計予算から各部への予算枠配分額を算出しました。各課においては、平成22年度の経営計画書を策定し、所管部長が予算枠配分内で各施策が実施されるよう調整を行いました。政策推進課の予算検収は行わず、担当者が所管課へ出向き、新規事業等の聞き取り調査を行い、総務部長査定も、新規及び各部間の調整が必要な事業、そして平成23年度に向けた22年度中に取り組む改善策等の協議が中心となるなど、編成作業は昨年までと大きくさま変わりました。これは、予算編成においても責任を明確にし、権限を移行したことによるもので、事務効率が格段に上がり、そこから生まれた時間を課題の把握やその対応協議に充てることができました。財政と人事、政策所管が一本化されたことで、先を見据えた査定及び協議ができた点は、組織改革の成果であったと感じております。以上であります。

（8番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 土田進議員。

8番（土田 進君） ありがとうございます。

その予算編成の過程で、平成22年度の重点施策はどのようなものであったのか、お尋ねをします。すべての事業予算が重要であるとは思いますが、各部予算の中で最も重要視をしている事業について、各部長よりお答えをいただきたいと思えます。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） まず最初に、私の方から平成22年度の重点施策について、全体のどのようなものであったかということでお答えをさせていただきます。

行政施策の対象は、子供からお年寄りまで幅広いことから、常に全体のバランスを意識し、時として苦渋の選択をしながら、安定した行財政運営を進めなくてはならないと考えております。そういった状況の中で、特にと言われれば、やはりさきの質疑で副町長が申し述べたように、主に子育て環境をいかに整えるかという点であったかと思えます。具体的には、経常的な施策は内容等を再検討しつつ維持をし、小学校の施設整備や学習支援、給食費等の保護者負担の軽減に係る事業費を確保することに取り組み、さらに将来への先行投資となる産業や生活関連施策にも予算措置しております。事業内容につきましては、既にお配りしております歳入歳出予算の概要に掲載した事業がおおむね重点項目でありますので、ごらんをいただきたいと思えます。

続きまして、所管分ということで総務部の所管の重点施策について、その概要を説明させて

いただきたいと思います。

まず行政課の財産管理費では、昭和47年の業務開始から37年余り経過いたしました役場庁舎の耐震補強工事及び庁舎玄関ホール等のアスベスト撤去工事の予算を合わせて1億7,299万2,000円計上いたしました。

次に、政策推進課でございます。財政管理費では、本年10月、愛知県で開催されます生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の啓発参加費として150万円を計上いたしました。

以上が総務部の重点施策ということでございます。以上でございます。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） おはようございます。

地域協働部の方から概要を説明させていただきます。

まず、地域協働部は、前回、議案説明でも御案内いたしましたとおり、参画と協働のまちづくりの推進と、町の活力を生かした中での環境保全に配慮した循環型社会や安全で安心な社会の構築を進めていく部署でございます。

その中で、まず町民安全課では、地域自治推進事業といたしまして、身近な暮らしの課題に対し、地域みずからが決め、決定に取り組んでいける住民自治の確立を目指した事業を展開しております。

次に、地域防犯対策事業では、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための事業を行っております。

次に、環境課では、ごみ減量・資源化対策事業として、資源の有効利用、可燃ごみの減量を目的に、廃棄物の分別の徹底を図ることにより循環型社会の構築を目指しております。

次に、地域振興課では、コミュニティバス事業といたしまして、住民の移動手段の確保及び町内企業への通勤手段として、地域活力の創出や地域経済の活性化を目指しております。

次に、まちづくり活動推進事業といたしまして、本年度も「みんなで進める自立と共助のまちづくり」をテーマに、住民と企業、行政が互いに役割を自覚し連携していく考えをもとに、まちづくりの推進に取り組んでいきます。

次に、生活雇用支援緊急対策事業といたしまして、本年度も平成20年度後半からの急激な景気の悪化に伴い、職や住居を失った方への緊急支援を行ってまいります。

次に、商工業振興事業といたしまして、本年度も町内の中小企業者や小規模事業者の経営を支援する取り組みを行っております。以上、概要でございます。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、健康福祉部の重点的な項目を述べさせていただきます。

まず、子育て支援につきましては、22年度から子ども手当が創設されます。そういった中で、少ない情報を、さらに国の方も整備が進んでいない。法案としては通ってまいりましたけれども、私どもとしましてはスムーズな移行ができるように取り組んでまいります。

そして、障害者自立支援法につきましても同様に、自立支援法を廃止していくという方針が出されております。そういった中で、22年度から低所得の障害者について、福祉サービス給付費及び補装具に係る利用者負担を軽減化していくということで閣議決定がされております。そういった部分で利用者の皆様に御迷惑のかからないように進めてまいりたいと思っております。

さらには、後期高齢者医療制度につきましても廃止ということで、平成22年度内に法案成立の見込みで現在進められておりますので、これに対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、22年度より町内の社会福祉法人で大口町の地域包括支援センターを運営委託してまいります。これにつきましては、サービスの後退にならないように連携をとる体制の中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住民の健康増進、そういった中で医療費等の縮減を目指して、戸籍保険課、健康生きがい課、両課が連携をする中で大口町の分析等を進めて、本当に必要な施策、何が大切かという部分を見きわめてまいりたいと思います。

もう1点でございますけれども、大口町で子育て支援ということで、次世代育成支援後期行動計画を平成21年度で策定をして、見直しをしてまいりました。こういった中で、基本的視点を1点新たに加えました。継ぎ目のない支援、要するにすべてつながっていくという形、これを大きな目標として事業推進を図ってまいりたいと。保育園につきましては、社会情勢等の影響から、未満児の入園申し込みが本当にふえてきております。そういった対応・対策について、緊急の課題となっておりますので、こういった部分で十分な検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

副議長（鈴木喜博君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（野田 透君） おはようございます。

それでは、建設部の平成22年度重点施策についての説明をさせていただきます。

建設農政課所管事業としては、町民の方々の暮らしの利便性や安全性を向上させるため、道路、河川、橋梁の整備については本年度も計画的に施行してまいります。主な工事としては、下水道工事と同時施行する上小口産業団地の道路改良工事、また大口橋のかけかえ工事を平成22年度と23年度の2ヵ年で実施してまいります。それと、町内の老朽化が進む橋梁について、長寿命化修繕計画を策定するため、国の補助金を受けて、点検等業務を実施してまいります。

また、都市整備課事業におきましては、平成21年度に引き続き、新しい時代に対応した本町

の都市計画の総合的な指針となる都市計画マスタープランの策定を進めてまいります。

また、公共下水道については、水環境の向上と文化的で快適な生活環境を確保するため、上小口三丁目及び産業団地の整備を計画的に進めて行ってまいります。

以上が建設部の重点施策でございます。

副議長（鈴木喜博君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） それでは、平成22年度の生涯教育部所管の重要施策を申し上げます。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な子供たちの育成を行わなければなりません。そこで、学校教育課といたしましては、子供たちが個性豊かな文化の創造性を目指し、豊かな人間性をはぐくむことができるよう教育の推進を進めてまいります。また、安全で安心して学ぶことができる学校施設の整備に力を注いでまいります。そこで、本年は西小学校校舎耐震補強等の改修に力を入れてまいります。さらに南小学校においては、旧校舎の老朽化等に伴い、改修工事を進めてまいります。

また、生涯学習課においては、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習をすることができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現に向けて、社会教育、伝統文化、生涯スポーツの育成とともに、修学した学習の発表の場を提供してまいります。

最後に、生涯学習のまちづくりとして、現在、中学校で展開しております地域・学校連携事業を小学校にも拡大をしていく予定であります。その内容につきましては、外国人児童の保護者への通訳、外国人児童の日本語教育の支援、それから3番目といたしましては特別支援学級のサポートといったような内容を重点に、これから進めてまいる予定であります。以上であります。

（8番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 土田進議員。

8番（土田 進君） どうもありがとうございました。

次に、国政においても民主党が掲げたマニフェストが実現可能なかどうかということが連日論議されているところであります。森町長のマニフェストが予算編成にどのように盛り込まれているのか、お尋ねをします。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） マニフェストの関係でございます。

町長が所信表明で申し述べましたように、マニフェストについては就任早々、昨年11月でございますが、各部課長と2009年、2010年を目標年次と定めました事案を中心に、その考え方

等について意思共有を図りました。所管課においては、実現に向けた課題等を洗い出し、具体化施策がまとまったものから予算措置をしました。結果といたしまして、平成22年度分においてほぼ達成しており、その内容につきましては、主にさきに報告させていただきました歳入歳出予算の概要の1ページに新規事業等で掲載させていただいております。以上であります。

(8 番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 保育児食費の無料、学校給食費の半額等、実現されたことは私も高く評価しております。引き続き、マニフェストが実現されるよう努力を続けていただきたいと思えます。

ところで、突然で申しわけございませんが、森町長にお聞きをしたいと思えます。

昨日、豊田学共へ来ていただいた折、前庭に入られて一番に異常に気づかれたようですが、そのことはどのようなことであったのか、お聞きをいたします。

副議長(鈴木喜博君) 町長。

町長(森 進君) 実は昨日、ちょうど11時からだというふうに案内をいただいたと思っておりますが、豊田区の認定会が開催をされまして、御案内をいただきまして、その時間ちょっと前に豊田の学共の施設へ行ったわけではありますが、そのときに学共の入り口のところにたしか木が1本あったなあというような覚えでありまして、それがお邪魔したときになかったものですから、その辺のことを土田議員さんは言ってみるのではないかなあということを思えます。その話につきましては、一言二言、会場へ入る前に土田議員さんともやりとりをしたというふうに覚えております。

(8 番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 土田議員。

8番(土田 進君) その光景を見られてどのように感じられたのか、お聞きをしたいと思います。

副議長(鈴木喜博君) 町長。

町長(森 進君) 私の記憶ではですけども、豊田の学共はちょうど道路から入りますと、その木があって、桂林寺の駐車場が見えなかったというような記憶がございます、若干明るくなって、桂林寺の駐車場がよく見えたなあというような印象であります。

(8 番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 土田議員。

8番(土田 進君) 私は、町長が感じられたことは違うことのように勘違いをしましたが、たしか町長は、あっ、切ってしまったのとか、そのように言われたように記憶をしております

が、私の勘違いだったかもしれません。

最近、豊田学共の前庭にあった1本の、今言われましたように、シンボルとも言うべきケヤキの大木が根元からぱっきりと切り倒されました。多分、町費でこれは伐採されたと思います。直径45センチ、樹齢40年の高木であります。夏には大きな木陰をつくり、介護予防教室に通う学共利用者や近所の高齢者などが、その木の下にシルバーカーを置いて雑談をするなどの交流の場でもあったと思います。ケヤキが切り倒されたのは大変残念だという声を聞きました。私も残念で仕方ありません。樹木を切り倒すのは一瞬ですが、育つには40年以上かかっております。

森町長のマニフェストの中に環境で、C O P 10に協力して、森と緑づくりに積極的に取り組むと約束しておられます。どこから伐採の要請があったのかは議論するつもりはありませんが、しかし、公共施設内の大木の伐採は、特別の場合を除き、原則禁止にしてはどうでしょうか。お考えをお伺いします。

副議長（鈴木喜博君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 当時、私が地域協働部長をしていたときであります。地元からの要望で、いろいろ議論をしていく中で伐採ということで決定をさせていただきました。理由の一つとして、私の印象に残っているのは、根元の根が盛り上がって、非常にお年寄りがつまづいたりするということで、危ないということの一つの理由に地元として上げてみえたことを覚えております。したがって、樹木を大切にすることについては、その内容、あるいはケース・バイ・ケースで考えていく必要があるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（ 8 番議員挙手 ）

副議長（鈴木喜博君） 土田議員。

8番（土田 進君） 私が平成13年に区長をしておりましたときに、町から問い合わせで、切れと言われたけど、切ってもいいかという問い合わせがありまして、区会にかけました。そうしたら、今、木を植樹するという時代になぜ切るんだと、そういう意見が過半数でした。それは平成13年の話です。それより今は、そういう樹木を大切にしようという空気は進んでいると思うんですね。だから、そういうときに簡単にこういう高木を切るということについては、私は納得ができません。高度成長期であれば、経済的なこととかいろんなことを考えると、そのようにしたことがあったかもしれませんが、エコや環境保全を掲げるのであれば、樹木の一本でも守ることが必要ではないでしょうか。ぜひそのようにしていただきたい。そういう気持ちで樹木を大事にしていきたいということを要望しておきます。

さて、話は横道にそれましたが、次の質問に移ります。

政府は、公開で予算の無駄を洗い出す事業仕分けを行っております。私も時折、テレビなどで拝見してはりましたが、なかなかの迫力で、大変関心を持ちました。国民にも非常に人気が高く、行政刷新会議の真骨頂とも言える事業仕分けの第2弾も始まろうとしております。国の事業仕分けによる大口町への影響はどの程度あると予測されているのか、お尋ねをします。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 現段階で把握している影響につきましては、厚生労働省から大口町のワークセンターへの補助金ということで、70万円減額になる予定とお聞きいたしております。さまざまな施策におきまして、従来の負担金や補助金等の制度が見直しをされているさなかでありまして、事業仕分けによる町への直接の影響額を把握できる段階にはありませんので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 土田議員。

8番（土田 進君） 政権もかわりまして、今のところはっきりしない部分も多々あるかと思いますが、大口町への事業に与える影響が少ないことを期待しております。

大口町においても行政内部での事業仕分けが行われていると思いますが、それがどのように反映されたのか、お尋ねをします。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 通告にいただいたあれですと、事業仕分けの方法、そんなような形でお答えをさせていただきたいと思っております。

国の平成22年度予算編成の過程で事業仕分けがクローズアップされましたが、既に地方自治体においては実施している事例が数多くあります。本町においても、総合計画策定や経営計画から決算に至る一連の仕組みを検討した際に、施策の棚卸しと称して、見直しに取り組んでいます。

今、事業仕分けが注目を浴びているのは、開かれた会場で施策内容等を皆に公開したことで、予算内容の透明性が高まったかのように見えたためと受けとめております。本町においても、NPO活動支援事業等においては、従来から公開のもとでプレゼンテーションや事業報告を行っており、事業目的や成果をより多くの視点で評価するよう取り組んでおります。

事業仕分けの本来の趣旨は、事業計画や予算編成、行政改革が前例踏襲、総花的な要求、既得権の保持といった政治姿勢や、利害関係者の働きかけに影響を受けやすいことを大衆のもとに置くことで打破し、改善することにあるはずで、市町村施策の多くは住民生活に直結しており、公開に重点を置いた事業仕分けを安易に行うことは、住民間に利害関係による議論を持ち込むおそれがあります。したがって、事業仕分けを行うためには、各施策の目的や内容、成

果を資料として明確にする一方で、住民、議会、行政が個人の価値観ではなく、大所高所に立って判断できる体制を十分に整えることが必須であります。

試行段階の域ではありますが、平成22年度事業から、経営計画書に基づく予算編成、事業実施、決算及び事業評価の制度がスタートします。当面は、その中で施策の目的やその効果等を住民の代表であります議員の皆様方と執行部で議論を重ね、施策の効率化に努めてまいりたいと考えております。

なお、事業仕分け手法については既に情報収集をしており、平成22年度の職員研修の中で取り上げてみたいとも考えております。以上であります。

(8 番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 土田議員。

8番(土田進君) 事業仕分けは、構想日本代表の加藤秀樹氏が2002年に岐阜県初め10の県、10の市町のプロジェクトとして始まったようで、現在では全国で事業仕分けを実施している自治体がふえてきております。最も新しい例では、今月の1日には滋賀県草津市で行われております。大口町も実施の方向で、ぜひできることから実施をしていただきたいと、このように思います。行政側が予算編成権を持ち、議会が予算案をチェックする機能を果たすことになっていきます。しかし、現状、地方議会のほとんどで、行政側から提案された予算案は修正されることなく、議会で可決されているのが実情ではないでしょうか。

元鳥取県知事、片山善博氏は、1999年に知事選挙戦で情報の公開を掲げて初当選を果たしました。就任あいさつで、行政は秘密主義であってはならない。県政は県民のためにある。過去はともかく、これからは仕事の経過、結果はすべて公開されると念頭に置いて仕事をしていただきたい。厳しいようでも、私自身の経験では、公務員にとっては一番楽なことです。何よりうそをつかなくていい。このことは我々の精神衛生上、一番よいことでもあります。これまでは、決定してから事後に県民に報告することをかなりやられていたと思います。しかし、これからの時代は、重要な施策は最終決定をする前に必要な情報を県民の皆様公開する。その上で大いにオープンに議論をして、その結果を踏まえて最終決定する、こういう姿勢が私は大切だと思います。これは私自身の問題でもあり、これから大いに実践したいと思っておりますと述べております。また、うそをつかない、人に知られて困るようなことはしないという信条をお持ちの方でありました。

予算を編成過程から公開することにより、公平性が確保されると思われれます。予算編成過程の公開に取り組む自治体が年々増加しておりますが、こうした取り組みは、市民との情報の共有を図ることで行政の透明性が高まり、大口町まちづくり基本条例に掲げる協働のまちづくりを推進する上で大きな効果があるものと考えております。我が大口町も予算編成過程の公開に

取り組んではいかがでしょうか、お尋ねをします。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 予算編成過程の公開ということで御質問いただきました。

議員が公開することを求めてみえますのが、編成基準、査定光景、予算積算なのか、お考えをはかりかね、回答が難しいわけですが、少なくともプライバシーに関すること以外、秘匿性はありませんので、これまでも情報発信には取り組んできております。ただし、住民の方が知りたい情報は、生活状況や環境などが異なることから、すべての方に御満足いただける情報提供や説明は不可能なため、結果として、その概略をお示しする形にならざるを得ないのが現状ではあります。今後、経営計画書の公開や歳入歳出予算の概要、まちの財布や主要施策成果報告書のさらなる見直しを行い、家計や日々の暮らしに置きかえた表現にするなど、より生活に身近な形での情報発信に取り組んでまいります。

なお、お気づきの点がありましたら、御意見をお寄せいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（ 8 番議員挙手 ）

副議長（鈴木喜博君） 土田議員。

8 番（土田 進君） いきなり予算編成の全過程を公開することは難しいとは思いますが、例えば千葉県我孫子市では、予算は行政の基本であり、予算編成の市民参加は極めて重要であり、予算がどのような理由で発案されて、どう査定されてきたのかを公開することで、市民が予算の意味を知ることができるとして、新規事業に関する予算編成の過程を12月から2月にかけて5回にわたりホームページで報告をし、市民の意見を聞き、そして最終的な予算案を議会に提出しております。また、滋賀県守山市では、当初予算編成において、まずは予算編成方針、次に各課からの要求総額、最後に予算確定後の全体の予算概要の3段階で、一部を公開することから始めています。

昨年、大口町まちづくり基本条例が制定され、先ほども述べましたように、参加と協働のまちづくりを基本理念としています。この条例を生かす意味でも、予算編成過程から住民が参加できるよう予算編成過程の公開をしていただくよう要望して、次の質問に移ります。

明日の学校づくり事業、主に大口南小学校建設工事の進め方について質問をさせていただきます。

本年度の南小学校の新築工事、西小学校耐震補強工事及び旧北小学校の解体工事への着手が打ち出されていますが、その予算内容について改めて御説明願います。

副議長（鈴木喜博君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 大口南小学校校舎の整備について、議員も御承知のとおり、平成21年度予算で運動場南側の用地買収が済み、平成21年12月18日付で株式会社東畑建築事務所名古屋事務所へ実施設計業務の発注をしたところであり、南小学校の建設準備特別委員会で、予算の総事業費及び事業費の内訳と配置計画についても説明をさせていただいたところであり、あります。

御質問の平成22年度予算の南小学校新築工事費 1億5,000万円の内訳であります、平成21年度に購入いたしました土地の造成工事並びに校庭等の樹木移転を平成22年度早々に実施していきたいというふうに考えております。その費用の内容であります。5,000万円を予定しております。実施設計が終わりましたら、平成24年の3月完成を目標に、校舎・体育館建設工事の発注をしております。その契約による前金払いに1億円を予定しております。予算としまして、5,000万円と1億で1億5,000万円という計上になっております。

その後の計画として、旧校舎、体育館並びにプールの取り壊しを行い、プールの建設、外構工事を平成24年度に実施しております。

今回の南小学校の総事業予算額は、約25億円程度を見込んでおります。平成22年度の補正において、予算並びに債務負担行為を計上する予定であります。財源といたしましては、起債で9億円、学校整備事業基金で11億円、国庫補助金で2,800万円、残りについては一般財源で賄う予定にしております。なお、国庫補助金においては、最も少ない場合を想定しております。今現在、国庫補助金の申請をする実施設計を組んでいるところであります、それを国の方に申請をしまして、さらには補助金のそれぞれの種目において取れるよう努力をしております。

続いて、西小学校の耐震工事ですが、北館の屋上防水工事も含めて、平成22年度当初予算において4,600万円を計上しております。施工方法につきましては、新北小学校でも採用しましたフレーム工法、要は枠で耐震補強するものであります。これは南館のみで、8カ所にフレームで施工しております。

続いて、北小学校解体工事ですが、平成22年度当初予算において1億7,000万円を計上しております。工事の内容といたしましては、8月末までに体育館等施設の改修並びにプール施設の解体を行います。その後、校舎本体の解体を実施していく予定にしております。なお、体育館は引き続き地域開放を行います。解体後の校舎跡地の利用につきましては、今後、町全体で協議をし、決定をさせていただきたい。このように考えているところであります。

（8番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 土田議員。

8番（土田 進君） このように経済状況の厳しい中での予算編成にもかかわらず、選択と集中により、明日の学校づくり事業に3億7,126万もの予算を組んでいただきまして、大変うれしく思っております。

このような中、あす、大口北小学校が竣工式を迎えることとなり、大口町にとっては大変喜ばしいことでもあります。このように喜ばしい日を前にして、少々言いにくいことではありますが、前回の大口中学校新築工事を進める中で多数の追加・変更工事。これら追加・変更工事のうちの一部工事における予算措置前の着工。これらのことが遅滞して町長及び議会に報告されたこと等の一連の問題について、発注者である大口町が原因と考えられる問題点の取りまとめをしました。このような問題が再び発生しないように、大口町における再発防止等を検討するための調査検討委員会が設置をされ、その結果、教育部が一体となった事業への取り組みの不十分さ及び地方公務員法32条に規定する法令等に従う義務違反があったとして、調査検討委員会の報告書に基づき、部長、課長及び課長補佐、以上3名については文書による訓告処分が任命権者より行われました。また、副町長と教育長については、町長より口頭による訓告処分がなされました。また、黒川紀章建築都市設計事務所からは、追加・変更工事のうち、追加費用が必要になることを具体的に説明しなかったことで大変御迷惑をおかけし、おわびしますとのわび状が町に提出された一連の経緯を踏まえて質問をいたします。

北小学校の移転改築工事に当たって特に注意を要した点、及び南小学校新築工事に当たってどのように教訓を生かしていくのか、お尋ねをします。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 私の方からお答えをさせていただきます。

大口中学校の新築工事における一連の問題については、平成20年1月の全協でも報告させていただいて、御承知のとおりでございます。こうした中で、本年度は北小学校の開校に向け整備工事を進めてきたところでありますが、工事に対する認識を持ち、また過去の経験を踏まえながら事業への取り組みを行い、あした、竣工式を迎える運びとなりました。さらに、今後は南小学校の建設工事を進めてまいります。全庁が一体となり、大規模事業の達成に向け、取り組んでいかなければならないと考えております。議会の皆様を初め、地域の皆様の御協力をいただく中で、町としては引き続き細心の注意を払い、事業の達成に向けて進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

（8番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 土田議員。

8番（土田 進君） 建築工事は、私もですけど、専門的であって、大変わからない部分がたくさんあります。そこで、町職員の中にも建築の専門家がいるようですが、建築工事期間限定

で専任の担当者として従事させることは可能かどうか、お尋ねをします。

それに加えて、可能であれば、その期間限定で臨時的専門職、例えばゼネコン等で実際に教育施設の建設に携わったことのある方、これはOBの方でもよいと思いますが、そのような方を雇用することを検討できないか、質問します。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） ここ数年でございますが、校舎建設等が続いている学校教育課には、技師の中でも、より建築分野に知識を持った職員を複数配置しております。学校教育課からは、事業推進に当たって、現有スタッフで対処可能と聞いております。さらに、人事異動に関しても、事業に支障を来さぬよう学校教育課の意向を伺い、配置をしております。以上でございます。

（ 8 番議員挙手 ）

副議長（鈴木喜博君） 土田議員。

8 番（土田 進君） さきの大口中学校建設のときの不手際は、監理業務委託業者を行政側である教育部が十分チェックすることができなかったことによるものと私は理解しておりますが、その折の教訓がこれから行われる南小学校の建設に生かされなくてはならないと思います。

次に移ります。設計事務所や施工会社に任せっきりの設計計画ではなく、町として積極的にプロジェクトに取り組むべきではないかとお尋ねをします。

南小学校の新築工事の計画は、町の考えでは、エコを主体とした環境教育のできる施設にすること。また、以前より図書館活動では、文部科学省の表彰を受けていることもあり、地域に開かれた図書館にすることを目指しているとのことですが、この考えはとてもよいことと思います。ぜひ実現をしてもらいたいと思います。

今回、実施設計、工事監理を受託した東畑建築事務所名古屋事務所は、私の調べた範囲では、環境教育のできる施設の設計の実績が岐阜県土岐市立泉小学校ほか、多数あるようです。近隣では、西春中学校のエコ改修工事や師勝中学校の新築工事の設計等の実績もあり、南小学校も積極的に環境教育のできる施設にするべきだと思います。

私見ではありますが、自然エネルギーをできるだけ利用し、化石燃料だけに頼らない建物で、毎日の学校生活を送ることで、子供一人ひとりが自然エネルギーのこと、地球環境のことを身近に感じるようになり、それが自然科学への興味・関心を持つきっかけになるのではないかと思います。また、子供たちが冬でもそれほど寒くない環境の中では、より伸び伸びと活発に活動できるだけでなく、室温や発電量を記録したりするなど、独自の教育ができる絶好の教材になるはずです。手元に一部参考資料を配付させておいていただきますので、参考にさせていただきたいと思います。

また、今回の南小学校新築工事の総事業費が25億円以上と聞いておりますが、せっかくの環境教育を前面に打ち出しているプロジェクトを推進していく上で、環境省や文部科学省の政策を十分に研究していただきまして、補助金を受けることができるモデル事業として、日本じゅうにPRするなど、大口町の存在感を高めていくことが重要だと思います。ちなみに西春中学校の例ですが、総事業費8億9,000万円ほどのうち、半額は国からの補助を受けたようです。

未来を担う子供たちのために、豊かな教育環境を与えるために、設計事務所や施工会社に任せっきりでなく、町として積極的にプロジェクトに取り組み、最善な計画にできるように、まず事業費をでき得る限り有意義に使うように、決して無駄に使うことのないように、しっかりとした取り組みを行っていくべきだと思います。町としてどのような取り組みをされるお考えか、お答えをお願いします。

副議長（鈴木喜博君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 南小学校建設におきましては、設計に入る前の段階で学校、児童の要望等を取り入れながら基本計画を定めてまいりました。今後、実施設計を進める中で、学校の教師や子供たちの意見を十分に反映させてまいります。設計につきましては、小学校の施設整備指針を参考に、学校より提出されました明日の学校づくり整備案をもとに、学校等と協議を進めていく考えであります。また、町長部局の建設部、財政担当等、各部局と細部にわたり協議をし、調整し、対策をしてまいります。プロジェクトを設置して進めていく考えというものは、今、私どもは持っておりません。問題の発生した時点で、十分部局と調整をする考えであります。

新生大口中学校、大口北小学校の建設でも行っておりましたが、工事発注した後においても打ち合わせ等を週1度、定期的の実施をし、建設担当者が随時建設現場へ赴き、調整を行っているところであります。今、まさに北小学校が新たに開校しようとしております。私ども、十分に大口中学校の経験を踏まえてやってきたところであるというふうに私どもは考えております。

そこで、建設担当者が随時現場へ赴くということは、決して設計業者に任せっきりでであるというふうに私どもは考えておりません。週1回は必ず週工程の工事設計を立ち上げまして、そこで検討をし、さらに毎日のように、その監督、工事建設会社とともに建設を進めているところであります。

以上で、私どもが取り組むべき考え方をお示しいたしました。

（8番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 土田議員。

8番（土田 進君） 大口町は豊かな財政のおかげで、大口中学校は世界的に有名な黒川紀章

建築都市設計事務所の設計による全国にも誇れる立派な施設となりました。また、明日には北小学校が竣工式を迎えます。大口南小学校は、地域住民に親しまれる施設となるように、また、エコを主体とした環境教育のできる教育施設となるように、近隣地区の模範となるような小学校となるように期待しております。よい土壌には豊かな作物の実りがあります。それと同じように、豊かな学校施設では人間的に豊かな子供がはぐくまれる。そんな学校が完成することを期待しまして、私の質問を終わります。

副議長（鈴木喜博君） 会議の途中ですが、10時35分まで休憩といたします。

（午前10時25分）

副議長（鈴木喜博君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時35分）

田 中 一 成 君

副議長（鈴木喜博君） 続いて、田中一成議員。

2番（田中一成君） それでは、3点にわたって質問をさせていただきますが、初めに、子どもの権利条約に関連してであります。

子どもの権利条約というのは、ずうっと以前にもこの場で質問させていただいたことがありまして、当時の幹部の皆さんにも、子どもの権利条約の小さなパンフレットをお配りした記憶もあるんですが、子どもの権利条約というのは国連で採択をされた条約でありますけれども、さかのぼること今から約90年近く前でしょうか、1924年（大正13年）に子どもの権利に関するジュネーブ宣言というものが採択をされたのが初めであります。その後、戦後の1959年、昭和34年ですけれども、子どもの権利宣言というのがまた国連で採択をされました。これらのことを受けて、1989年（平成元年）の11月20日に新しい子どもの権利条約というのが国連総会で採択をされました。対象は18歳未満の子供であります。これは1990年に発効いたしまして、前文と本文54条から成っております。すべての子供たちの生存、保護、発達、参加、これが四つの柱になって、包括的な権利を子供に保障している内容であります。

この条約については、日本は1994年（平成6年）に批准をしております、批准をしていない国は世界で二つあるんですね。ソマリアと米国であります。なぜ先進国の米国がこれを批准しないのかよくわかりませんが。

四つの柱について若干説明させてもらいますと、生きる権利、子供たちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。つまり世界で今、10億人、子供たちを含めて、飢餓に飢えている、こういう状況があります。それらの子供たちも含めて、

すべての子供たちに十分な水や栄養が与えられるべきだというふうに言っております。

それから、2番目は守られる権利であります。子供たちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守らなければならない。つまり子供たちに教育も受けさせずに働かせるなどということがまだ世界ではいっぱいあります。虐待は日本でもよく報道されていることです。こういう問題や、戦争や紛争下の子供たち、あるいは障害を持つ子供、世界のどこに住んでいても、少数民族の子供たちなどについては、特別に守られる権利を持っていると宣言をしております。日本国内にも多国籍の子供たちが住んでおりますけれども、そういう子供たちに対しても、すべて共通に守らなければならないということをやっていることは関心を持たなければなりません。

3番目は育つ権利であります。子供たちは教育を受ける権利を持っている。そして、休養したり遊んだりする。そしてさまざまな情報を得て、自分の考えや信じる事が守られる。そして、自分らしく成長するために育つ権利というものも宣言をされているところであります。

4番目は参加する権利であります。子供たちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を発表したり、集まってグループをつくったり活動することができるし、そのときには家族や地域社会の一員として、ルールを守って行動する義務もあるというふうに言っているところであります。

ちなみに、こうした立場で大口町の子供たちにかかわることについての問題意識について、どのように持っておられるのか、まず伺いたいと思います。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 子どもの権利条約を尊重した施策についてということでございますけれども、子どもの権利条約では、子供を人権の主人公として尊重し、今言われたとおりでございますけれども、子供も大人と同じ独立した人格を持つ権利主体としてとらえ、子供の人権を保障しております。子供の権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の四つの権利を守ることが定められております。世界のすべての子供たちがこの条約によって守られ、その人格の完全かつ調和のとれた発達のため、愛情や理解のある家庭環境のもとで成長できることが一番ではないかと考えております。

一方、町政に目を移してみますと、第6次大口町総合計画において、基本政策の一つに、新しい時代を担う次世代をはぐくむとあり、その中で、目指す将来の姿として、将来を担う子供たちの人権を尊重した上で、個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ学校教育・生涯学習の推進や、一人ひとりが尊重される社会、地域ぐるみの子育て環境の実現を目指しております。

副議長（鈴木喜博君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） 子どもの権利条約についての御質問であります。私もこの機会を通

しまして、全文に再度触れさせていただきました。先ほどお話にありましたが、54カ条から成っている大変世界の子供たちを守るべき極めて崇高な条約でございます、先ほど御説明がありましたけれども、大きく分けると、生きる権利、そして育つ権利、そして守られる権利、それから参加する権利を定めておりまして、子供たちにとって一番いいことを実現しようとうたっております。大変たくさんの子供たちが地球に住んでいるわけですが、その子供たちに、元気、あるいは勇気を与える条約だというふうに私も認識しております。

私は社会科の教師をやっておりましたけれども、以前はそんなことを勉強する機会がなかったんでありますが、今現在であります、中学校の3年生で公民的分野というのを学習するわけですが、そういうところで子供たちは子供のこの条約についても勉強する機会を持っております。世界の子供たちの問題という単元のところで、その一環として条約について学ぶ機会を持っておりまして、ちょっと見えないかもしれませんが、たまたまきのう、この教科書のことを気づきましたので持ってきました。

この条約の趣旨に沿わないような現状についてでありますけれども、議員さんの御指摘のことにつきまして、認識の程度の差はあるかもしれませんが、子供たちの将来を保障すべき観点から、私も同じように考えることはたくさんございます。

一つまず、論点がずれるかもしれませんが、小中学校の教育という観点から述べさせていただきますと、育つ権利ということにつきまして、教育部としましては、貧富の差が関係なく、子供たちだれもが等しく教育を受けて、そして自己実現に向けて頑張ることのできる教育環境を整えることが最優先されなければならない、そんなふうに考えております。幸い、議会の皆様方の御理解のもとに中学校ができ、そして北小学校、そして南小学校へと計画を着実に進めていくということが、町内すべての子供たちが安全・安心、そして自己実現を図るべく育つ根底をなすものであるというふうに一つは考えております。

また、児童・生徒の虐待とか、あるいは障害のある子供たち等につきましても、こういうことにつきまして守られるべき権利としまして、今もやっておるんですけれども、今後も教育部だけに限らないで、庁内の関係部署、あるいは児童相談所等、外部の関係機関等とも連携・連絡というの密にしまして、現状把握と守るべき手だてを速やかに講ずる必要があるというふうに認識をしております。

また、学校教育の現場につきましても、それぞれの学校で学校経営案に人権教育に関する指導の位置づけをしております、体験的な活動を通して、あるいはこれらを意図的、そして計画的、そして日常的に人権教育を進め、人権意識の高揚、そして実践力を図っているところでございます。しかしながら、一番大事なことは、わかっているけれどもできないということにならないように、日々、改善と充実、また社会全体で、そして総がかりでこの問題に対処すべ

きであるというふうに考えております。

(2 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) こうした子どもの権利条約的な立場から、さまざまな問題を抱える児童は大口町にもあるわけですが、それらについて、今、教育長からも若干の御説明がありましたけれども、専門的な皆さんも含めて、総合的にどんな対応の仕方をしているのか、概括的にちょっと説明がいただけますか。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 総合的にというところでとらえまして、大口町の場合は大口町次世代育成支援行動計画というものを5年前に策定をしております。その中では、基本理念を踏まえて計画の策定及び事業の推進に当たって大切にすべき基本的視点の一つであります子供の視点の中で、日本が子どもの権利に関する条約締結国であり、子供の人権が十分に尊重され、保障されなくてはならないことを十分認識した上で、子供の育ちや子供にとっての幸せに何が必要なのかということを一義として事業展開を今日までしてまいりました。さらに、21年度でございますけれども、5年を経過する中で、施策・事業を推進していく中で、後期行動計画ということで見直しをしております。その視点の中では、日々変化する子育て環境に対応べくさまざまな施策を計画いたしております。そのすべてを今お話しできればと思いますけれども、またこれにつきましては議会最終日になるうかと思っておりますけれども、皆様にその計画書を配付させていただく形の中で一度御一読をいただければ、現状の問題、さらにそれに対してどう対応していくかという部分を計画しておりますので、今後はこの計画に基づいて着実に子育て支援を実施してまいりたいと現在のところは考えております。以上です。

(2 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 私も30年ほど議員をやらせていただいている間に、さまざまな状況に出くわしたことが何度もあります。最近の世情は、離婚も多くて、母子家庭や父子家庭、そういう環境に甘んじなければならぬ子供たちもかなりの数に上っておりまして、その片親がひよんなことから家にいることができなくなって、子供が置き去りにされるというような事件も幾つか見てまいりました。

最近も、今、一宮市に生活保護を受けて住んでおりますけれども、10代の女性がそんな環境におとめられるというような事例もあります。しかし、それはどうしてわかったかといいますと、ある大家さんから家賃が滞納されて困っているということから、そのことも大変な問題であるんですけれども、残された子供の方が心配でありましたけれども、追跡をしているうち

に、生活保護を受けて一宮で住んでいると。しかし、リストカットを繰り返しているというような状況。あるいは、母子家庭で高校に行ったけれども続かずに、そして妊娠をして、子供を産むことができないので処置をしてというような子供も大口町におりますし、大変なんですわ。お父さんが犯罪を犯して刑務所に入る羽目になって、その当時、役場の職員や教育委員会の職員とでいろいろと対応して、高校進学を勧めたけれども、本人の希望で職につくということで職についたけれども、その先行きはなかなか厳しいものだったと。あのときぜひ高校に上げておけばよかったというようなことを職員の皆さんと話し合ったこともあります。

いずれにしても、どんな環境におろうが、子供たちには最善の環境が提供されなければならない。それは行政も含めて、社会全体がそういう意識化を住民の中にしていかなければ、そういう環境下における子供たちの人権はきちんと保障されないということでありまして、一つは、こうした子どもの権利条約の立場で地域社会全体がそういう子供たちにきちんと目を向けながら考え、そして行政とも協働しながらそういう子供たちに最善の環境を提供していくという地域社会での意識化、私はこれが非常に大事ではないのかなと。格差と貧困が極度に進む中で、そういう環境下に置かれた子供たちの苦しみと、そして生きることについて展望しない。そして、リストカットを繰り返すような若者を生まないということが私は大事なことだろうというふうに思うんです。

そういう意味で、子どもの権利条約、すべての子供に平等に最適な環境が提供されなければならない。そういう視点でお互いに子供たちを見詰め合おうというような意識化をこの大口町でもしていくためにも、子どもの権利条約的な視点で一策を前進させていただきたいなあとというふうに思いますけれども、そのためには子どもの権利条約の立場に立った宣言、あるいは条例の制定、そういうことを今一生懸命やっている自治体も全国には数多く生まれてきております。近隣では岩倉市が既にやっておりますけれども、そういうことについてもぜひ前向きに検討すべき時代に来ているんじゃないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 今後、子育て支援の中で、先ほど申し上げました中で、子供を守り育てる地域社会の視点ということで、これについては子育てのまさに今おっしゃられた孤独化、孤立化を起こさないように、地域全体で子育てを担っていくことの大切さを視点に置いて、考えて取り組んでまいりたいと思っております。

さらには、子供の視点につきましては、子供の育ちや子供にとっての幸せに何が 필요한のか、こういった部分にも目を向けていきたい。さらには、すべての家庭における子育て支援の部分につきましても、だれもがゆとりを持って子育てができるよう支援体制を行っていきたい。そして、子育てを通して親としての自信を高めていく支援。親というものは、初めてお子さんが

生まれたときは全くの素人でございます。そういった方がいろいろなことを経験していく中で、玄人というかプロ、そういったところへ皆さんがなって子育てを進めていかれると思っております。さらには、継ぎ目のない支援の視点というところで、それぞれの個々の状況に即した適切な子育てや子育てを途切れることなく支援をしていきたいと。こういったところに大きなポイントを置いて、現在のところは進めてまいりたいと考えております。

そして、権利条例につきましては、今、4点ほどありました部分をもう少し重点的に進める中で、権利条例という部分もまた考えていきたいというふうに現在のところは考えております。

(2番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 子供の意見表明の権利を保障する問題ですけれども、今から振り返りますと、新しい中学校は教科センター方式をとったわけですけれども、この教科センター方式について、子供たちの中に、今現状どうなのか知りませんが、当初は非常に戸惑いもあって、教室を移動しなければならないのに、何でこんな難儀なことをさせられるんだと。直接子供からそういう訴えも私にもありましたけれども、果たしてこういう教育内容の改変は子供たちの意見をちゃんと聞いてやられているのかといえば、私は、これは子供はわきに置かれてこういう選択がされたんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

副議長(鈴木喜博君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 教科センター方式の方まで入ってきましたけれども、確かに子供たちが教科センター方式というものまで真に勉強はしておりません。ただ、我々は教育に携わる人間といたしましては、そういう子供たちが、将来、自立がしていけるような子供に育てたい。みずからが自分で進んでその場所へ行く。または、そういう問題に直面したときには、みずからが発言をし改正できるような、してもらいたいというような意見が述べられるような子供たちを育てたいというのが先生方の意思であります。

そこで、教科センター方式というものは、その時点で教科方式のプロジェクトをつくりまして、中学校をつくる前に2年ぐらいかけてその準備をしたわけですけれども、確かに中学1年生、小学校6年生から中学1年生に上がりますと、3ヵ月ぐらいは本当に戸惑いの生徒ばかりであります。しかし、今、学校で聞いてみますと、子供たちがみずから時間をきちっと守りながら、その教科のところへ移動している。非常に子供たちが大きく育ちつつあるのかなあというふうに学校の方は見ております。私たちもそのようなつもりであります。

ただ、子供たちがこの条約を通して、自分たちが本当に置かれた状況がどうなのか。または同じ子供たちが、それぞれ世界ではそうしたいろんな状況下の中で苦労をしている子供たちのことを思うと、今の自分の状況がどうかということは、子供たちに教えなくちゃならんだろう

というふうに思います。それで、この批准におきましては、国のすべきこと、それから保護者のすべきことをあわせ持って、教育の中で、社会科の中ではその人権の問題等を授業の中で取り入れております。さらには道徳の時間においては、それぞれ人権のこの四つの項目の中で既に授業に取り入れている。さらには意見の場として、子供たちに総合教育の中で教えているということでもあります。私たちもその状況を踏まえて、さらに子供たちに理解をし、我々も十分に子供たちの支援がしてまいりたいというふうに考えております。

(2 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 教育から入りましたので、教育からちょっと入りますが、どういう学校にしたいのか、どういう学校環境にしてほしいのかというような、そういう子供の意見表明の場、これを持っている自治体もあるんです。子ども会議をやって、どういう学校になりたいのか、あるいはしてもらいたいのか。そういうことで子ども会議などをやって、子供たちの意見を表明してもらうというよう機会をぜひ、子どもの権利条約の視点に立った公教育というものもやっているそうですので、そういうものをやることによって子供たちの自主性も引き出すことができるし、みずからも参加をして、主張して、こういう学校づくりをしたいんだという自主性や積極性も私は引き出すことができるんじゃないかと。

以前、この議会でも子ども議会をやったことがありますよね。そういうことをここでやれというんじゃないですが、学校でもやるというようなことは、子どもの権利条約の視点に立ったら大事なことはないでしょうか。どうでしょう。

副議長 (鈴木喜博君) 生涯教育部長。

生涯教育部長 (三輪恒久君) 議員のおっしゃるとおりだと私も感じております。

今ここで、ことしの新年度から学校の方へそういう話を通して、子供たちにどうかといいましても、既にカリキュラムが組まれております。ですから、これは次の平成23年以後の問題だろうと思います。そこで早急にできることというのは、学習指導、さらには生徒指導の中でそういう発言の場所を設けまして、それぞれ発表していただいて、またその矛盾点を子供たちに述べていただく、そんなようなことができればと。それは新学習指導要領でかなりの時間が費やされるようになってまいりましたので、そのあたりを一度精査しまして、子供たちにそういった場が与えられればというふうに思います。

(2 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) それは学校の狭い範囲内ではなくて、住民の中で、公開の場で、そういう子供の意見を表明する機会をぜひ私はつくっていただく必要があるかというふうに思いま

す。

まちづくりについても、子供が希望するまちづくり、こんな町にしてほしいんだというような意見表明の場。これもぜひ私はつくっていただきたいなあと思いますけれども、いかがでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 先ほどからお話をお聞きしておりまして、地域で子供を守るというような視点が大切であるというようなことをお伺いしておりまして、それを聞きながら、まちづくり基本条例のものと一脈通じるものがあるなということを考えておりました。

まちづくり基本条例では、地域で地域の課題を行政と一緒に解決していこうというのが理念でありますので、そういった理念に基づいて、子育てについても課題として解決をしていきたいというふうに考えております。

（ 2 番議員挙手 ）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2 番（田中一成君） 私、適当な年の孫もおりまして、2人ともバンドをやるんですね。その練習する場所が、安くて近所迷惑にならないような場所がない。あるいは、スケートボードをやりたいんだけど、道中でやっていると怒られるし、安全な場所でそういう場所を提供してほしいというのは、これは近隣の自治体の議員に聞いてもそういう要望はあるんですね、すごく根強く。そういう大きくなった子供たちの声というのは、なかなかそれが行政のまちづくりの中には反映されていません。そういう声も、ぜひまちづくりについての子ども会議というようなものもひとつ配慮していただいて、まちづくりに子供たちにも参加してもらおうと。子供たちもまちづくりの一つの主役なんだというような環境をぜひ用意していただくように求めておきたいと思います。

保育に関連してということも通告してありますけれども、不勉強ですから、また次の議会に詳しくやりますけれども、小さな保育園児に対する保育士さんの対応というのは、保育所保育指針ですか、インターネットで引いてみて、ぱっと読んでみましたが、大変細かい内容がいっぱい決められてあって、その内容はまさに子どもの権利条約に基づいて、子供に対する視点が事細かに述べられております。そうしたことについての研さん、研修もすることが求められておりますけれども、また年齢別にも細かく区分けをされて、保育士さんはどういう対応を子供にしなければならないのかということが述べられております。これらを十分に身につけて、子供の健全な育成をきちんと進めていくかということについては、大変な内容だなというふうに思うんですけれども、小さな保育園に通うお子さんたちにも、さまざまな問題や現代的な対応の仕方等が複雑に絡み合っているというふうに思いますけれども、保育園児の健全な発達とい

うような立場から、今、問題意識は何か持っておられるかと思えますけれども、あったらちょっと御所見を伺いたいと思います。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 質問の保育園児にどんな気持ちを持ってということでございますけれども、確かに平成10年に保育所保育指針が改正をされる中で、いろいろ保育所としては、保育士さんたちも努めてみえるところでございますけれども、町としては、保育園の中で子供たちがいかに過ごしていくか。そして、指針の中にもありますように教育と保育、要は幼稚園と保育園のすみ分け。そういった部分のところも入ってきておまして、教育部門についても保育園の中で同じように取り入れる形の中でやっていくということになっております。そして、そういう中で保育士さんたちにつきましては、子供にまず目をかけること。そして、子供たちが園へ来て、安心して1日を過ごしていける。そういったところに重点を置きながら、現在のところ、保育の方に努めておりますので、今、お話のありました細かい部分につきましては、これからは私ども保育士さんと一緒に全員で考えていきたいと思えます。以上です。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 保育所保育指針については、また次回の機会で質問をさせていただきますけれども、今、子育て環境が核家族化の中で大変困難な問題というふうにも言われております。保育園に通うことによって、親さんたちの子育てについての知識や能力の向上もあるわけでありまして、そういう意味で保育園の果たす役割というのは非常に大きいわけでありまして。

子供に十分な食事が与えられない。あるいは子育て放棄、いわゆる虐待問題。日本全体で言いますと、児童ポルノのはんらんで、世界で最も批判されている国の一つであるというようなこと。大学に行きますと、有利子の奨学金に頼らざるを得ない。卒業と同時に500万、600万。大学に行くと1,000万円の借金を背負って社会に出ていかなければならない。子供たちにとっては、非常に大きな問題が日本社会の中にはいっぱい渦巻いております。

今、高校授業料の無償化が進もうとしておりますけれども、大学も含めて、教育を受ける権利は等しく国民に与えられなければならないという憲法の視点からも立っていくならば、世界の先進国同様、大学教育についても無償化が求められているというふうに私は思っております。そういう意味で、まだまだ日本の子供の置かれている環境は大変厳しいものがあって、子どもの権利条約の視点に立てば、大きな改善点が行政に求められているということでありまして。そういう問題意識を持って、子供たちに対応する行政の施策の充実を求めたいというふうに思えます。いずれにしても子どもの権利条約の視点に立って、住民の中にそうした啓発をやっている

く必要があるだろうというふうに思います。

岩倉市は子ども条例というのを制定しておりまして、ほかにも少し、インターネットで調べますと、さいたま市などの例もあります。八王子市は「子どもすこやか宣言」をやって、子ども会議などを繰り返して行っているというような例もありますので、ぜひそういう視点に立って施策を前進させていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の臭気対策についてであります。

この大口町周辺の地域だけが県内の中で十分な臭気対策の条例等が整備をされていないという実態は御承知だというふうに思いますけれども、その状況についてまず御説明がいただきたいというふうに思います。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） ただいま御質問いただきました臭気指数による悪臭規制は、平成7年の悪臭防止法の一部改正によりまして、従来の悪臭物質の濃度による規制に加え、臭気指数による規制を行うことができるようになりました。その物質濃度による規制を行う地域とするか、臭気指数による規制を行う地域とするかの指定は、愛知県知事が市町村長の意見を聞き指定することになっております。本年1月末現在、県内では48市町村が物質濃度規制から臭気指数規制へと変更しておりまして、愛知県におきましても県内同じ規制で事業者を指導できることから、臭気指数への変更を推進しております。

大口町ではといいますと、こうした環境問題を調査・研究するため、昭和48年に現在の近隣8市町で組織します尾張西部環境保全連絡協議会において、この臭気指数の規制への変更についても協議されまして、一応平成24年10月の変更を目標に、今、変更に係る影響等、それから県の指導も受けながら研究しているような状態でございます。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 豚舎などの臭気、あるいは鶏舎などの臭気というものについては、大口町でも長年、非常に近隣の住民の皆さんは苦しんできた経緯があるわけでありましてけれども、そうした環境の中でどんどんと廃業される方がふえる。そういうことで、大口町の農業収入の中で大きな比率を占めていた牧畜関係の収入はほとんどなくなるというようなことは、非常に悲しむべきことの一つであります。しかし、住宅が密集をし、その隣接地でこうした臭気が発散されているという状況は、住む住民にとっては快適な環境とはとても言えない。24時間、1年間、四六時中、そういう臭気に悩まされているという住民がいる以上は、何らかの規制をきちんと強化をしなければならぬわけでありましてけれども、今、部長の説明によりまして、平成24年度を目指して臭気指数についての改善ができるような対策を講じたいということであり

まずけれども、愛知県内で大口町や一宮市を含めたこの近隣自治体のみが、いわゆる臭気判定士によって、人の鼻によってにおいを測定して規制をするというやり方がやられていない地域であります。なぜこの地域だけがそうしたことについての規制ができなかったのか。もう少し経緯を説明が願いたいと思います。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今の経緯をというお話でございましたが、今、手元にそういった資料はございませんけど、順次そういったことで、今、先ほど言いましたように、平成7年の悪臭防止法の一部改正に伴いまして、愛知県も今後どう進めるかという中で協議がされてきたというふうには認識しております。ただ、その中では、この地域がどういう中で近隣8市町が臭気指数を導入しなかったということは、ちょっと今、手元に資料がございませんのでわかりませんが、実態としてというか、経過とした中で、現実こうなったというしか今ちょっと答弁できないわけでございます。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 近隣自治体と歩調を合わせなければできないわけではないですね。自治体が単独でそういうことに踏み出そうとする意思があれば、それはできないわけじゃないわけでありまして。大口町単独でもそうしたことについて前向きに検討するという立場には立てないんですか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今お話がありました臭気というのは、単独町だけのにおいではなく、例えば隣接する市町にそういったものがあれば、当然、風向きによっては流れてきて、それが問題になるというようなことで、大口町の中だけということじゃなくて、やはり近隣と同じような状態の中でやらないけないと。それともう一個は、県としても広域的に指導していくという立場の中で、1市町村ではなくて、近隣市町を含めた中でどうかというようなことの指導もいただきまして、先ほど申しましたように、近隣を含めた中で検討していきたいというふうに考えています。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） いずれにしても積極性に欠ける答弁でありますね。24時間、1日じゅう、その臭気の中で生活をしなければならないという状況は、本当にいたたまれないというふうに思うんですよ。私はその周辺を通ることがありますけれども、本当に強いにおいがするというのは紛れもない事実であります。これは事業経営でありますから、暮らしがかかっておりま

すので、やめよというようなことを言うわけにいかないわけでありませけれども、じゃあ臭気対策についての町からの指導や改善、そういうものはいかにされてきているんでしょうか。
副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 臭気対策につきましては、当然、臭気のもととなるものを隔離するというような原則の指導の仕方になると思います。それにつきましては、事業主に対してそういった指導を申し上げ、対処していただくような指導をしてきたというような現状です。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 以前にも申し上げたことがありますけれども、周辺に住宅などがある場合には、においを一切出さないで、大量に鶏を飼い、卵を生産するというようなことをやっている方もおられます。小牧に大変優秀な工場みたいなものがありまして、そういうものも見てきた経験がありますけれども、しかし、それには莫大な設備投資が必要なんです。莫大な設備投資をすれば、当然、臭気などは一掃することができるわけでありませけれども、それだけの採算性がなければ設備投資はすることができないと、そういう関係があるわけですね。しかしながら、かといってそれはやむを得ないと。周辺住民が我慢をしなければならぬ問題かといえ、そうではないですね。そういう意味で、適切な住環境が保全をされていないという立場から、これは行政の責任は免れないというふうに思うんですが、そのことについて具体的で積極的な方策を、いわゆる公害対策、環境対策の面からだけじゃなくて、総合的に私は考える側面もあるんじゃないかというふうに思いますけれども、真剣にそんなふうなことでトータルなこの問題の解決方法について、何か考えたことはありますか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 1案件ずつの対象になりますので、そこまで具体的にどうのこうのと、私どもの方で指導でああしろこうしろといったような経緯はないと思っております。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） このままですと、これは平成24年に隣接する自治体と共同でいろいろと研究して目指したいというだけで、希望的観測が述べられただけで、行政として何ら具体的で実効ある措置をやるという答弁がないわけでありませね。これでは、におい公害に悩んでいる皆さんにとっては承服しがたい、理解しがたいんじゃないかというふうに思います。

もう一度お聞きしますけれども、大口町単独でもやろうと思えばできることであって、それを阻害する何ら行政的な阻害要因は法的にはないはずでありませけれども、それは何かありますか。ないでしょう。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 御指摘のとおり、これといって阻害すべきものはないとは認識しております。ただ、先ほども申しましたように、8市町の協議会に加入しています中でやはり協議をさせていただいて、そういった中で連携をとっていきたいというふうに思っております。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 町長にお伺いしますけれども、においを出している御本人は営業でありますし、暮らしもかかっている問題であります。しかし、近隣にこれから何年間も何年間も迷惑をかけ続けるというのは、御本人たちの本意でもないだろうというふうに思うんです。そういう意味で、何かうまい方法は思いつかないですか。

副議長（鈴木喜博君） 町長。

町長（森 進君） 臭気の問題につきましては、戸をたててというようなわけにいかないわけです。ですから、地域協働部長が先ほど来お話をしておりますように、大口町単独でというような取り組みによる効果というのがあまり期待ができないことじゃないかなということとは自分も思っています。

それと、何か具体的にというんですけれども、自分がその仕事をしていく、あるいは私の身の回りであったケースなんですけれども、やはりにおいがするからということで、近隣の住居の方からの声もあり、その事業をやってみえる方も大変苦慮をされまして、町とそのときにいろいろと協議をする中で、においが出る施設の外周を緑地帯で覆ったらどうだというようなことの検討もした経過があるんですけれども、土地の問題、さらには設備投資に係る経費の問題。それともう一つ、さらにあったのは後継者の問題ですね。いつまでその事業を継続するかというようなもろもろの問題があって、この件に関しては近隣の住民の皆さんが納得し、なおかつその事業をやってみえる方がこれならというような、また行政としてどこまで支援ができるというようなところまでの共通項の部分までは到達はしなかったわけですけれども、ただ、住民の方も、どちらが先というわけじゃないんですけれども、そういう環境の中に住居として構えて出てこられるということがあれば、やはり権利だけの主張ではなく、今も田中議員が言われたように、お互いに知恵を出し合う中で、一つの方策というのを見つけ出すということが必要だろうというふうに思っています。それが特効薬的なものが、正直今のところ、個別のケースとして見当たっていない。それについては議会の議員さんからも何かアイデア、考えがあればお聞きしてもいいかなあということを思っております。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 広域でなければ実効ある法的な措置がとれないということでありまして、求めたいと思いますが、においを消す方法は、NHKの教育テレビなどを見ていてもやっておるんですね、実はねいろんなことを。莫大な設備投資をする力はないけれども、例えばEM菌というのがありますね。あれを水溶液に溶かして豚舎の中を噴霧するとかというようなことや、あるいは日常ふだんに清掃をするというようなこととか、そういうことでにおいをなるべく出さないための方策というのは、さまざまな角度からあるんです。ただ、それには経費がいっぱいかかったり、少なかったりするわけでありましてけれども、小規模な経営をやっておられると、なかなか大規模な設備投資はできないわけでありましてけれども、極力においを少なくするための方策というのは幾つか考えられるわけでありまして、その実態に即して、御本人たちの力でその方策がとれないのであれば、それはそれとして町の方で助成制度を設けるとか、こういう方法があるよというようなことを紹介するとかということで、積極的にそういう具体的な方策を講じる。検討する。こういうことは最低限、私は必要ではないのかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 御指摘のとおりでございます、今、田中議員から言われています畜舎の関係と申しますか、家畜の関係でございます。

ただ、一言お話しさせていただかないかと思っておりますのは、いわゆる臭気指数の関係で申しますと、いわゆるそういったものだけでなく、一般の生活の中でのにおい、こういうものにも規制が入ってくると。と申しますと、企業から出るにおいに対しても同じように指数が出てくるといことになりますので、そういった業種、さまざまございますが、そういったものに対しても個々に対応していただかなければならないというようなことで、全体的に、今、お話がございましたように、業種に伴う対策と申しますか、方策と申しますか、そういったものは順次、先ほど言いましたように、平成24年10月の変更に向けて、ある程度、情報収集した中で、そういった対応できるようなマニュアルづくりも検討していかねばならないなというふうには認識しております。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） もちろん大口町内にも企業がいっぱいありまして、工場等から出るにおいというのも苦情が寄せられている状況はありますから、それは総合的に進めてもらわなきゃいけないわけです。しかし、先ほど私が言ったのは、畜舎から発生するにおい。その原因を探

りながら、具体的にそれを抑制するための措置なども、御本人たちもいろいろと悩み研究されておられるかと思えますけれども、大口町としても行政の立場からそうした方策について検討・研究をしながら、御本人たちに対する助成措置なども講じて、今ある環境を少しでもおいを低減するために、具体的で実効ある方法を奨励すると。具体的に進めるということを、少なくともぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、どうですか。

副議長（鈴木喜博君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 今、田中議員からお話のある件ですけれども、行政として直接、苦情として受け付けをしたという経緯はこのところないということで、実際今、ここでお話を聞くということから始まるということになるわけですけれども、県の農業改良普及課といったところとも連携をとって、一度事業主さんと臭気の軽減といったものの対応ができないかというようなところを、先ほど申し上げました農業改良普及課、あるいは事業主さん、それから苦情者の方等ともお話をさせていただきながら、根本的な臭気の解消ということはなかなか難しいかもしれませんが、幾らかでも削減ができるような、そういった対応に一度努力してみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（ 2 番議員挙手 ）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2 番（田中一成君） 実効ある措置がきちんととれますように、お願いをしておきたいと思えます。

次に、2市2町のごみ処理新施設の問題についてに移ります。

以前にも申し上げましたけれども、国や県はごみ焼却場の広域化を強く求めてきた経緯があります。私は環境省や厚生省に直接行って交渉したこともありますけれども、国の基準以上に愛知県は広域化を進めていると。そのやり方はおかしいというのが当時の環境省などの見解がありました。愛知県は県内13ブロックに分けて、その広域化をしなければ補助の対象にしないということでもありますけれども、そういう物の考え方は国の考え方には沿っていないと、おかしいと。国は、人口5万人以上のごみの処理施設であれば、すべて補助の対象にしているということでありました。愛知県は、国を上回る広域化をしなければ補助の対象にしないという、この愛知県政は極めておかしいし、なぜそんなことをするのかといえば、大型焼却炉メーカーの利益を保護するために進めよと言っているのか、あるいは市町村合併を強制するためにこの広域化を押しつけているのか、本意はわかりませんが、極めておかしいんです。そして、この広域化を進めんがために、ごみの新しい焼却施設の建設が、この地域ではどこの地域も受け入れがたいという住民の皆さんの反発を招いております。愛知県のこの姿勢というのは、国のスタンスとは違うわけでありまして、なぜ愛知県はこんな国の基準以上の広域化を各

地方自治体に求めているのか、その根拠は何なんでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） では、田中議員からの国と県の違いにつきましての質問に対する回答をさせていただきます。

まず、国はごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、事業のコスト削減を踏まえたごみ処理の広域化を推進するように、県に対し通知を出しましたということであります。

この通知の中で、新たに建設されるごみ焼却施設は、原則としてダイオキシン類の排出の少ない全連続式ごみ焼却施設で、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うため、焼却能力が最低でも日処理量100トン以上、余熱利用の推進等から、将来的には日処理量300トン以上の規模の焼却施設が望ましいとしておりまして、愛知県はこの通知に従いまして広域化計画を策定し、市町村の指導を行うこととしました。

愛知県においては、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策を最優先で行う必要があるとの認識のもと、ごみ焼却施設の広域的整備を先行することにより、ごみの広域処理を推進することとし、広域行政圏の中心となる市町村や学識経験者等によるごみ焼却処理広域化計画策定検討会を設置いたしまして、市町村の意向を踏まえ、平成10年10月に平成10年度から平成19年度の10年間を計画期間とする愛知県ごみ焼却処理広域化計画が策定され、平成20年度にこれが改定されました。

この広域化計画では、国から示された通知に従いまして、焼却能力日処理量300トン以上を基準といたしまして、先ほどお話がありましたように、愛知県下を13ブロックに区割りいたしまして、市町村はブロックごとに広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定することになっております。大口町を含みます御案内のような4市2町においても新処理施設の候補地の選定を進めましたけれども、候補地を確保することができませんでした。

暫定措置といたしまして、広域化ブロックの枠組みを維持しつつ、二つの小ブロックに組み分けして、新ごみ処理施設の建設を行うことといたしまして、関係市町が合意のもと現在進めており、国と県の基本姿勢に違いはないと思っております。

また、ごみ処理施設の補助対象についても、広域要件といたしましての、先ほど田中議員もおっしゃいましたように、5万人以上の人口規模または面積が400キロ平方メートル以上の計画区域が対象であるということがございます。焼却施設については、国の通知に従って事業規模であるごみ焼却施設を対象としており、国と県の考えに違いはないと思っておりますので、

よろしくお願いいたします。

(2 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 愛知県とも交渉しましたが、愛知県の言い方と国の言い方は全然違うんですよ。望ましいというだけで、一つのブロックとして指定されても、その中に 2 処理施設とかということで、例えば奈良県の明日香村は人口が極めて少ないところですけども、従来の単独焼却炉と同程度の焼却炉、数十トン規模の小さな焼却炉も国の補助を受けて建設している例もあります。ですから、今、望ましいということですけども、実情があれば、状況があれば、ブロック内で分散をして処理施設をつくるということについても国の補助の対象になっているんです。

ちなみに先日は中日新聞で報道がありました。小牧の市長から犬山市長に対して申し入れがあったと。小牧の野口地区は小牧岩倉の焼却場があって、さらに隣接する犬山市内に建設されることについては住民から強い反対の意志がある。そのことについて犬山市長はきちんと配慮してほしいというふうにありました。

2 市 2 町の検討委員会に私も参加をさせていただきましたけれども、なるべく科学的な根拠に基づいてデータを診断し、そして点数化をしました。四つの自治体からそれぞれ候補地が提出をされ、その 4 候補地についての点数評価をし、首長会議に答申として提出をさせていただいたわけでありますから、ブロックの首長会議でその評価を参考にしながら候補地の選定をしていたかなければならないわけでありますけれども、私は簡単にはいかないと当初から思っておりましたが、犬山市長さんは答申案をお渡しした場で、3 月末ごろには決定をしたいなどというあいさつをされて、私はどきっとしましたね。そんなに急いでできるはずがないと。ましてや 4 候補地は、あらかじめ地元住民の皆さんの理解を得て提出をされた候補地ではない。全く自治体側が、若干の議会側に説明をした上で、住民合意がない状況のまま、お互いに候補地を出し合おうということで出した候補地でありますから、いずれにしても候補地隣接周辺の住民の皆さんの理解を得る作業がこれから相当の時間をもって努力が積み重ねられた末に、その建設候補地が確保できるかどうかという状況であろうというふうに私は思っているんですけども、そういう意味では、自分たちのごみを自分たちの住んでいる自治体の中で処理をするということについては、どこの自治体の住民もやぶさかではないというふうに思うんですが、他の自治体の大量のごみを自分の隣接地に持ってこられて、そこで焼却処理されるということについては、どこの住民だって強い抵抗感を持たざるを得ないと私は思うんです。そういう意味では、4 候補地が上がっておりますけれども、一つの候補地に特定をして、そこにゴミを集中して処理をするということではなくて、時と場合によっては、住民の理解が得られや

すい2処理施設というような選択肢も私はあるかと思うし、そちらの方が問題解決をするに当たってはベターだというふうに私は考えますけれども、いかがですか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 一応ブロック内でといたしますか、2施設の候補地をつくるというようなお話であると思いますが、住民感情といたしまして、議員御指摘のとおりとは思いますが、しかしながら、さきにも御質問でお答えしておりますとおり、広域化の目的の中にはダイオキシン類の対策を初めといたしまして、焼却残渣の高度処理、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保、さらには公共事業のコスト削減が理由となってまいります。その中で施設の数、今、お話がありますように、二つになれば、当然、イニシャルコストを含めてコストが大きくなります。これが財政の方に逼迫をするんじゃないかと考えますので、慎重な対応が必要かと思っております。

（2番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） この用地確保ができなければ大変なことになるんです。自信があるならいいですよ。4候補地のうちの一つを選定して、そこで住民の理解が得られて、そこに建設ができるということが、私はそれでは見通しは極めて厳しいというふうに思うんです。犬山の候補地にしろ、江南の候補地にしろ、ましてや大口、扶桑の候補地については、この数十年間、ダイオキシン問題等について危機感を持ってこられた皆さんからすれば、また同じところで処理施設を延長されるなどということについては、断固としてそれは認めることができないという強い意志表明も我々は受けているところでありますから、じゃあ江南の候補地ならいいのか、犬山の候補地ならいいのかというようなことは、その隣接する住民の立場からすれば、それもまた極めて私は配慮をしなければならぬ問題だろうというふうに思うんです。ですから、1ブロック内2処理施設、それは国も認めているところでありますし、もともと小牧、岩倉を含めたブロックの中で、このブロックを二つに分けて小ブロックにしたということも、候補地がなかなか見つからないというような諸事情の中で県もそれを認めざるを得なかったわけでありまして、今の2市2町の中でどこか一つの候補地に絞り上げて、そして住民の皆さんの理解を得るといふそのことについての見通し、それについては森町長は自信がございますか。

副議長（鈴木喜博君） 町長。

町長（森 進君） 広域2市2町による新しいごみ処理施設につきましては、検討委員会で検討を積み重ねていただいたという経過も含めて、十分田中議員さんにおいては御承知おきだというふうに思っております。

それを受けまして、第1小ブロック会議の中で、既に検討委員会の中でもお示しをしました

スケジュールに沿って、今年度中、3月末までに現会長としては候補地の絞り込みをしたいということでお話をさせていただいております。ただ、一方で、まだまだこのような施設についての住民理解というのは十分に得られたというような種の施設ではないというような現状の中で、今、お話がありました周辺の地域の皆さんの理解を得て、なおかつ候補地を絞り込むということは、たやすいことではないということは十分に承知はしておりますが、私どもとして今お話ができるのは、タイムスケジュールに沿った形で、あとの事業に影響が極力少なく済むような形で今は精いっぱい取り組むということしかこの場ではお話ができないような状況でございます。

(2番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 3月末にどこかの候補地を絞り込むなんていうことは、とてもできる可能性はないんです。

候補地の検討委員会では、傍聴した皆さん、あるいは関係住民の皆さんからさまざまな御意見をいただきました。その中には、ごみ処理問題の基本的な立場からの御意見が多数ありました。ですから、公開の場で候補地問題だけではなくて、この地域のごみ処理の根本的なところからどうすべきなのかということ住民に公開をしながら、住民の皆さんが自由に意見を述べる場も確保しながら、改めて私はごみ処理問題についての市民を含めた、町民を含めた、住民参加型の公開型の検討がやられないと、住民の皆さんの理解は得られないような気がするんですけども、候補地問題だけが住民に公開のもとで検討されただけで、住民の皆さんの理解度は私は十分ではないというふうに思いますけれども、もし3月末、今年度いっぱいにしてそうした候補地を絞ることができなければ、ごみ問題の原点は何かという立場から、さらに住民参加のもとで検討する。公開の場での検討する場。そういうものも私は改めてつくっていった方が、急がば回れで、結局は早くいい結論を出していくことができるんじゃないかなあというふうにも私は考えますけれども、いかがですか。

副議長(鈴木喜博君) 町長。

町長(森 進君) 2市2町の中で、私ども大口町の状況をお話をするまでもない、わかっただけでおるというふうに思いますけれども、私ども大口町につきましては、1市2町の現有施設を持っておることがございます。犬山市さんは単独で持ってみえます。そんな中で、平成30年に稼働ができるように新しい施設をとということで2市2町が取り組んでおる状況でございます。今お話がありましたように、3月いっぱいまでを目標に、全力で第1小ブロックで取り組んでおるわけですが、これが仮に云々という話を今の段階で想定してお話はしたくはございませんし、私どもとして今の1市2町の処理施設を抱えておると。この現状が平成

30年以降も現存をするようなことは、私どもとしては避けたい。そのためには、現在のタイムスケジュールでこの新しい処理施設が新しい場所ですべていくということに最善の努力をするということが必要だというふうに考えています。

(2 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 半分は森町長に私も同意するものであります。このまま 1 市 2 町の施設がめどとしている平成30年以降も存在をするというようなことは避けていただきたいというふうに思いますし、森町長もそういう立場、考えがあるということを知って少し安心をしたわけでありまして、ごみ処理について、焼却処理するものは最低限にするという努力が果たして今のこの 2 市 2 町の中にそういうことで足並みがそろって最善の方法がとられつつあるのかといえば、私はそこに住民の大きな疑問が挟まれているというふうに言わざるを得ません。

御承知のように、今焼却しているごみの約 4 割は生ごみ、あとの 4 割は雑紙など、まだ分別すれば焼却しなくても済むというものが大量に含まれているということでもありますから、生ごみについては 2 市 2 町が別処理をするという基本的な立場に立って協力・協働すれば、4 割全部とは言えないまでも、2 割、その半分程度は焼却量を減らすことができるんじゃないかという素朴な住民の感情、意見、そういうものにもこたえていかないと、ほぼ現状のままの処理量に匹敵をする焼却処理施設をつくるというのでは、自治体としての最大限の努力目標がちゃんとされているというふうには私は理解がされないというふうに思うんです。

そういう意味では、この地域は全国的にもすぐれた分別収集をやっているんです。二十数種類もきちんとやっているというのは本当にすばらしいことなんです。これは住民の皆さんの環境やごみ問題に対する意識が非常に高まって、そして行政と住民との協力・協働がこの地域では大きく発展している一つのたまものであり、それは行政の努力も私は大きく認めるところでありますけれども、しかし、もう一歩二歩踏み込んで、焼却ごみ量を減らすというようなスタンスに 2 市 2 町が踏み込むべきだと思うんです。それは、生ごみの処理施設でも国の補助の対象にする。それは生ごみの堆肥化だけではない、いろんな今方法がありますね。バイオの立場から生ごみを処理するという方法についても補助の対象になっているようでありますし、いわゆる焼却処理以外の有効な処理方法によって焼却ごみ量を大胆に削減することについても 2 市 2 町に提言をして、そのことについても研究するんだと、検討するんだと、踏み込んでいこうという強い提言を大口町からぜひ発信をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

副議長 (鈴木喜博君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 田中議員さんがおっしゃるとおりだと思います。確かに残渣が

特に4割を占めるというような中で、堆肥化すればいいのかなというふうに思います。ただ、御案内のとおりでございますけれども、今、2市2町の構成市町の中でございまして、そういった堆肥化に対する物の考え方、こういったものに若干温度差があるのかなあと思います。ただ、ごみ減量に向けては各市町とも方向は同じだと思っています。ただ、その減量に対する目標指数というものがごみ処理計画の中に出てくるわけでございますが、そういった数字というのは若干違うのかなあと思いますけれども、各市町それなりの努力目標を設けてやっているのが現状でございます。

それから、堆肥なりバイオを使ったという施設につきましては、大口町が発信していくというようなことでございますが、今、2市2町の小ブロックで計画されておりますのが、この次、候補地が決まった以後になると思うんですけれども、仮称でございますけれども、施設整備検討委員会がつくられて、その中でこういった処理施設をつくっていくんだというような住民参加型の形で多分検討されるというふうに思っております。そういった中で、堆肥をすることにつきましては提案する中で検討していただく形になるのかなあと。今現在時点でこういうことしか申し上げられませんが、そういった中で検討されればなあとというふうに、逆に希望的な話になりますけれども、そういうふうに考えております。

(2番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 通告してありますのでお伺いしておきますが、焼却処理の方法ですが、通常のストーカ炉方式による800度から850度程度で焼却する施設と、いわゆる千数百度というような高温溶融をする方式の炉では、建設費は聞くところによると10倍程度違うというようなことも言われますけれども、どの程度の差がありますか。

副議長(鈴木喜博君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 今お話にありましたように、通常のストーカ炉方式と高温溶融炉方式と異なりますか、こういったもののお話でございます。

建設費につきましては、一般的な施設で回答させていただかないと、各施設のそういった条件等が違いますので、これと比べて本当の差がどうかということではわかりかねますので、一般的な話としてさせていただきます。

一般的には、直接焼却方式で行いますストーカ炉方式、これは炉が一つで済むわけですね。そういうことで焼却過程が終了するというところでございます。それに比べまして、ガス化溶融炉につきましては、ガス化炉と燃焼炉というようなことで二つの炉を必要とするわけですね。そういったことで、単純に物を見ますけれども、炉が二つあれば、当然、建設費用というのは割高になってくるというような考え方でいいんじゃないかというふうに思っています。

(2 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) かつて三重県の北川知事が、県の責任においてそれぞれの市町村のごみを燃料化するという方法をとられて、うまくいきませんでしたけれども、愛知県に対して、各市町村のごみ焼却場で処理するについては、ストーカ炉的な低廉な炉で焼却をして、そしてその残渣の灰については、県の責任で県内に何ヵ所か溶融炉をつくって、そこで溶融するというような方法をとることが一番市町村にとってはありがたいんですね、実は。かつて三重県の北川知事が、県の責任において燃料化というようなことをやった経験がありますから、各市町村が、住民の理解が得られにくくて、そして高価で、専門的で、今のごみの焼却場で働いている職員は、高温溶融炉になるといったらもう無用の長物になって、あんたたちは隣につくったごみの分別でもやっていなさいというようなことで、働くこともできないということもあります。そういう意味では、本来、広域化というなら、県の責任において溶融などのことはやるから、各市町村は低廉で、そして通常の今までどおりの業務で、働いている人たちがそのまま携わることができるようなそういう方式でやりなさいというようなことが一番市町村にとって親切な県のスタンスじゃないかというふうに思うんですが、ちなみに私、このブロック内でも焼却炉を二つつくるというのはなかなか、先ほど答弁があったように、難しいことかなあというふうに思うんですが、そういう場合でも、一つは焼却に値するような処理施設、もう一つはパイオナリ堆肥化なりの施設を置きますというような、いわゆる 2 処理方式。これをとることによって、住民の理解が得られやすいという面があるということ十分に検討していただきたいということが一つであります。

もう一つは、先ほども述べましたけれども、候補地が決まってから処理方式について検討すると。それは逆さまなんですね。処理方式をどうするのかという基本的なスタンスをきちんと持って住民の皆さんに説明に当たらなければ、住民のダイオキシンなどに対する不安は何ら解消しないんです。ですから田原市にあるような、燃やさない、炭化をするだけ。その灰については、できた炭については製鉄炉メーカーに持って行って、そして溶けた鉄の温度が下がらない保温材として使ってもらう。しかも有価で引き取ってもらおうというのを田原市はやってますね、炭生館と言いますけれども。燃やさなければダイオキシンの心配もない、煙突も要らないということで、一つの最適な方法だというふうに言われている側面もあります。そしてまた溶融炉などについても、ダイオキシン問題については今の現状の 1 市 2 町の施設の 10 分の 1、100 分の 1 という非常に低い値に今は抑えることができるということでもありますけれども、いづれにしてもどういう方式をとるかによって住民の理解……。

(サイレンの音あり)

副議長（鈴木喜博君） 12時を過ぎましたが、あと質問時間が5分少々でございますので、このまま続けさせていただきます。

2番（田中一成君） 最後ですから要望だけ言っておきますが、いずれにしても住民の理解を得るには、さきの子どもの権利条約じゃないですけども、住民の意見を表明する場をきちんと確保することですよ。それが民主主義です。そして、どういう機種やどういう処理方式をとるのかということ、あるいは、焼却ごみ量をどうやってもっと減らすのかというようなことも含めて、住民参加のそういう原点に戻った検討委員会をつくって、住民の皆さんの意見を積極的に聴取をすると。そして、その意見を尊重しながら、このブロックのごみ処理のあり方について決めていくという、そのことを選択することの方が問題解決が私は早いということを提言し、そういう立場で2市2町の首長会議でも改めてお話し合いをしていただくことを求めて質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（鈴木喜博君） 会議の途中ですが、1時半まで休憩といたします。

（午後 0時02分）

副議長（鈴木喜博君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

吉 田 正 君

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） ただいま議長さんの御指名がございましたので、質問をさせていただきます。

四つの項目にわたって質問をさせていただきますが、まず1点目は、精神障害者の通院医療費を全部無料にという項目でございます。

精神障害にかかわる通院医療費については、私の記憶はちょっと定かではないんですが、平成18年ぐらいに、私、一般質問をさせていただいた記憶があるわけですけども、その後、多分、平成19年の4月から精神障害にかかわる通院医療費については無料になったというふうに私は記憶しているわけです。ですが、全疾病を対象にしていないということだというふうに思います。

昨今、新聞を読んでおりますと、ことしの1月13日付の中日新聞の朝刊によれば、犬山市では高校卒業まで通院費の助成を行うという大きな見出しの記事があったわけですけども、それとは別に、またということで、犬山市は精神障害者の1・2級認定者についても医療費自己負担の2分の1を補助する方針を示したと、そういう新聞記事が1月の13日に出ております。

私が平成18年の折に質問したときにも、たしか西春や豊山や師勝ですかね、今、北名古屋市が何かになっちゃっていると思うんですけども、そこら辺の市町では、既に全疾病を対象にして、精神障害者の通院医療費についても無料にしているよという紹介も、そのときにたしかさせていただいたというふうに思います。さらには、最近では、一宮市も精神障害者にかかわる精神障害以外の疾病についての助成も行うということも報道されているとおりでありますけれども、私は全疾病を自己負担なしでお医者さんにかかれるようにすべきではないかなあというふうに思いますけれども、町の方はいかがお考えでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、精神障害者通院医療費を全部無料にということでございますけれども、大口町の精神障害者医療制度は、現在、入通院とも精神疾病に係る部分の医療費のみが無料となっております。他の疾病は対象にしておりません。

そういった中で、精神障害は近年になって障害としての認知がされ、愛知県の精神障害者医療制度も平成20年度に開始された新しいものでございます。障害者医療制度と別制度になったのは、一部を除いて身体の障害がほぼ固定化しているのに対して、精神障害は回復する見込みがあり、その治療に係る費用について助成をするという考え方に立つものでございます。精神障害者保健福祉手帳に2年の有効期限が定められている点についても違いがあらわれてきております。国におきましては、障害者自立支援法廃止の方針も打ち出されております。障害者施策の全般的な見直しがされつつあります。

町といたしましては、現在、実施しております特定健診や人間ドック等の受診結果をもとに、戸籍保険課と健康生きがい課が連携して保健指導を行い、疾病の予防に力を入れていきたいと考えております。また、今後、特定健診データと国保のレセプトデータの照合による分析が可能となることになりました。そういった部分で細かな医療費分析を行い、その結果に基づいて、町にとって必要な施策を検討していきたいと現在考えております。その中で国の動向を見ながら、平成22年度中をめどに今後の精神障害者医療のあり方を研究してまいりたいと考えております。以上です。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 平成22年度中に検討するという御答弁であったわけですがけれども、お隣の扶桑町においても同様の一般質問が多分出ているというふうに私は伺っているわけですがけれども、お隣の扶桑町においても来年度から精神障害者における精神障害以外の疾病についての助成も行っていくというような答弁があったというふうに私は聞いているわけですがけれども、そういう意味では、例えば尾北精神障害者家族会等からも、多分、町におきましても要望が出

ているというふうに私は思っているわけです。通称、しらゆり会と呼ばれている会だと思っ
てですけども、そうした要望等々を私も見させていただいているわけですけども、身体障
害の手帳のある人、それから知的障害の手帳、療育手帳ですね。それから、今、精神障害におい
ては精神障害者保健福祉手帳というこの三つの手帳が存在するわけですけども、身体障害者
手帳と療育手帳については、重度・中度・軽度、3段階ぐらいにもし分けるとするなら、重度
と中度における障害のある方については医療費の助成が行われていますよね、全疾病に対して。
これはそういうことになっているわけですけども、身体障害の手帳でいきますと、1・2・
3級、あと4級の一部分が該当してくると思うんですけども、それとあと知的障害者の方
ですと、療育手帳のA・B・Cという3段階になっているんですかね。そのうちのA・Bがその
対象になっていると。しかし、精神障害者の場合は、1・2・3級とあるわけですけども、
1級が一番重い重度ということになるわけですが、1・2級についての重度・中度と呼ばれ
るところの医療費の負担については自己負担だよと。精神障害にかかわる部分は無料に大口はな
っているわけですけども、それ以外の部分はなっていないということですので、大口だけが
やらないというわけには多分いかなのだろうというふうに私は思うわけですけども、それぞ
れの市町がそれぞれ足並みをそろえて、こうした部分についても助成をしていこうというよ
うな機運に私はなっているんじゃないかなあというふうに思うんですけども、そうすると検討
するということなんですけれども、どういった方向で検討されるのか、ぜひ伺いをしておき
たいと思います。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） どういった方向でということですが、まずその前に、
私どもが思っておりますのは、精神障害というものにつきましては、精神分裂病、精神作用物
質による急性中毒またはその依存症、そういった精神疾患を有する方ということで、九つの分
野に分けて精神に関する治療が進められております。その九つの部分については公費負担の対
象となると、精神保健法の中での取り決めがされております。そして今、私どもが重点を置い
て見ていこうと先ほどお話しさせていただきました部分につきましては、実態として、精神と
いう部分の中で、病状がまさに改善してみえる方もお見えになります。でも、改善して治った
というその状態を維持するために、要は再発を予防していくために治療が通院を必要とする場
合にも公費で見ていこうという形の中で動いておりますので、まずそういった部分等の検討、
さらには実際に、風邪とか、腹痛とか、そういった部分も一度検討をしてみたい。という
のは、実際に医療費につきましては、精神については非常に、今、公費負担している部分だけ
で見てみましても、高額な費用がかかっております。そういったことも兼ねながら、まずは研
究をしてみたいということでありませう。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) それではちょっと質問を変えますけれども、精神障害者の精神障害者保健福祉手帳という手帳を保持しておられる方というのは、一体町内にはどのくらいおられるんでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 手帳保持者でございますけれども、平成22年の2月現在でお答えさせていただきますと、1級の方が3名、2級が60名、3級が15名、合計78名の方が手帳を交付されております。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 私、今、精神障害の手帳を交付されてみえる方の数の多さに改めて驚いた次第であります。精神障害の保健福祉手帳を持っておられる方でも、今、部長が言われるように、働ける方もおられるわけですね。私の知っている方も働いておられる方もお見えになりますし、また働いている途中で1年ぐらい休職された経験のある方もおられますし、また、全く仕事からはリタイアしてしまってみえる方、まだ40代ぐらいの人でも全く仕事につけられない方まで、いろいろな方々が多分この中におられるんだろうなというふうに想像するんです。私は、78人の方の中の多分ほんのごく一部の方しか存じ上げていないわけですがけれども、町の方はそういう方々に対するさまざまな相談だとか、そういうことも多分やっておられるんだろうというふうに思うわけですがけれども、働けない方からすれば経済的な問題ですね。そうした問題が私は非常に大きな問題なのではないかなあというふうに思いますし、また働いてみえる方についても、このまま職場の中で人間関係もうまいこと働き続けられるのかなというような、そういういろんな不安があるわけだと思うんですね。私は、そうした中で少しでもそうした方々の不安を取り除く。その一つが、今の精神障害にかかわる医療費だけではなくて、全疾病にわたる医療費についても自己負担なしでお医者さんに安心してかかれるというのも、障害のある方にとってみれば、例えば働ける人にとってみれば、安心して働き続けることができる一つの要因にもなっていくんじゃないかなというふうに思うわけなんです。ですから、そういう意味では、今、部長もお答えがありましたけれども、風邪なども検討していきたいということですので、ぜひ今年度中、それぐらいかかるんですかね。今年度中に検討するということなんですけれども、これはぜひ早急にそれ相応の方針を出していただいて、それで進めていただきたいなあというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） おっしゃられることはよくわかります。そういった中でも、ただ、大口町として目指すものというところは、きちんと私ども、すべての分野において何でもいいという考えはこれからは改める中で、現在、実施していることでも、これは撤退して、こちらの方へ力を入れていこうとか、そういった分野で見ていきたいと今思っておりますので、きょうこの場での回答としては、はっきりした回答はできませんけれども、そういった研究は進める中で決めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 前向きに検討していただけるというふうに私も受け取りましたので、ぜひ御検討をいただいて、早急に結論等を出していただけますように、よろしく願いをいたします。

それから続いて、今度は精神障害ではなくて、特定疾患に関する援助と相談窓口の強化をということで質問をさせていただきます。

私も調べてみたんですけれども、特定疾患という病気、特定疾患ってどういうものかということなんですけれども、これは45疾患というんですかね、45ぐらいに分類されているんですね。ベーチェット病だとか、多発性硬化症、重症筋無力症とか、私はあまり聞いたことのない病気の名前がいっぱいあるわけなんですけれども、これは原因不明で治療方法が確立されていない病気です。いわゆる難病ですね。特定の疾患については、極めて治療も困難で、医療費も高額であるということも考慮されていて、これは昭和48年からだそうですけれども、特定疾患治療研究事業として医療費の負担軽減が行われておりますという物の本によると説明が書いてあるんですね。当初は、医療費の患者負担は、国が負担していたもんですから無料だったんです。しかし、負担の公平というのを口実に、1998年といいますから平成10年ですけれども、平成10年5月1日から重症患者とスモンという、やっぱり難病なんですけれども、などの四つの病気以外については、患者の一部負担金を導入したわけでありまして。あと、平成14年においては新規の疾患の追加と同時に疾患名の整理・統合なども行われて、現在に至っているということだそうであります。

私のところにいろいろな声がかかるわけなんですけれども、この春先、難病の方から何度も電話等々もあったわけですが、特定疾患で悩んでおられる方なんですけれども、その御家族の方から何回かお電話をいただいたんです。インターネットなどが非常に情報も速いということで、そういう情報なども取り寄せていろいろ見ているんだけれども、どうも治療に係る医療費についても非常に高額だということであるとか、私のところにあったのは、実はクローン病という病名なんですけれども、これは実は私のかみさんの方の身内にもそういう病気でもう若いう

ちから、18歳で就職して、半年で発症して、せっかく就職したんだけど、そこからもう仕事につけない。そういう状態で今も闘病生活という人が身内にあるわけですがけれども、まだ彼は若いわけですがけれども、その方とは別の方なんですけれども、その方の御主人さんもやっぱりクローン病ということで、同じ大口町の町内に住んでおられる方なんですけれども。インターネットでいろんな情報を取り寄せて見ているというお話なんですけれども、最近クローン病に対する特効薬というのができたということで、私もインターネットで調べてみたら、レミケードという遺伝子組みかえのすごい薬なんですけれども、これは相当お金もかかるというお話も聞いておるわけですがけれども、こういうのがよく効くという話もインターネットなんかで見るとあるんだけれども、そういうものを使いたいというふうに思っているんだけれども、しかし、この薬も高額なためになかなか使えない、こういう声があるわけでありまして。そうした相談などを身近で行えないのだろうかあとということを、インターネットだけの情報というのは割と一方的な情報が多くて、副作用とかいろんな心配があるものですから、そういう情報を発信するところはよくよく考えなさいよみたいなことも書いてあるわけなんですけれども、やっぱり相対して相談に乗っていただけたところが身近にあるのとならないのでは大違いだなということを改めて私は思うわけですがけれども、町の方としてはいかようにこうした問題について考えていらっしゃるのでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 特定疾患に関する相談窓口ということで御質問をいただきましたけれども、こういった相談等につきましては、江南保健所が現在行っておるのが実態でございます。さらには、そういった病気の申請窓口にもなっております。そして、特定疾患と認定されました方には医療受給者証が交付されて、病院の窓口で支払う自己負担金が軽減されるようになっております。大口町におきましては、町独自に特定疾患医療受給者証をお持ちの方に対して福祉手当を支給しております。

さらには、御質問にあります高額な薬につきましては、保険適用の治療であれば公費負担がされてまいりますけれども、クローン病の病気の勢いを抑える目的で開発されておりますレミケードという薬につきましては、臨床試験の段階で安全性が確立されたということで、平成19年度から保険適用となっております。

今後につきましては、病気で悩んでいる方が少しでも情報が得ることができるよう、県に対し積極的にPRしてもらえよう働きかけていくとともに、特定疾患に関する相談窓口の案内を町のホームページに掲載していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 特定疾患で今治療を受けていらっしゃる方というのは、大口町で大体どれくらいの方がお見えになるのでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現在、合計で94名の方が治療を続けておられます。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 難病で治療を受けてみえる方も大口町で94人というのは、私はかなりたくさん的人数だなというふうに思います。私の身の回りでもつつといるわけですから、皆さん方の身の回りにもやはりいらっしゃるんだらうなというふうに思うんですね。

後の質問に関連してくるわけですが、例えばクローン病のレミケードという薬を、これは点滴で治療をするというのかね、そういう形でやられるんだそうですけれども、いろいろ副作用もあるもんですから、それは当然、医師の処方に従ってやっていただかなきゃいけないということなんですけれども、これは高額だということは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、かなり高い薬なんですね。1バイアル法定価格というのがあるんですけど、薬価ですね、これが11万3,190円。大体1回の治療で2バイアルが必要だということだもんだから、薬代だけで23万円。それは保険適用されない以前の場合は23万円かかっておった、そういうことなんです。これを最初の1年間は8回の点滴治療が要するということですので、レミケードだけで見ると184万円、1年間で実はかかるということも、インターネットは本当に便利ですね、いろんな情報を本当に教えてくれる、いいなあというふうに思うんですけども。

私も家族の人から、これを見てくださいというふうで見させてもらったわけですが、公費で一部負担の上限額が、A・B・C・D・E・F・Gですか、7段階ですか。生活保護世帯も含めると、7段階で自己負担の額が決められております。それから、生計中心者が患者本人の場合というのはどういうことかといったら、世帯主が難病で治療される場合については、決められた自己負担額の2分の1の負担でいいですよということが実は決められているわけですね。例えば、生計中心者の前年の所得税の課税年額が1万5,001円から4万円以下の場合ですと、入院の場合は1ヵ月1万1,000円、外来の場合は5,500円、これが上限になるわけですね。それでなおかつ世帯主がこういう病気である場合は、これのまた2分の1の負担になるということになると思います。その部分で、福祉手当を支給しているということなんですけれども、今、難病疾患で治療されてみえる方は94人おられるわけですね。実際に福祉手当が支給されているのは、94人全員支給されているんですか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 福祉手当受給者につきましては、ことしの3月現在で、現在64名の方が受給をしておみえになります。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） そうすると、あと30人ぐらいの人は、要するに難病の治療を受けているわけですが、福祉手当の対象にはなっていない方がおられるということで理解すればいいわけですか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） そのとおりでございますけれども、特定疾患、先ほど最初に言われました45疾患ですが、その部分に係る病名の方については対象となってきておりますけれども、実際、特定疾患という分野で大きくとられますと、100をたしか超えるほどの病気があったと思います。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） そうすると、特定疾患という広い意味でとらえた場合で見ると、94の方が実際に治療してみえるわけなんですけど、しかし、福祉手当として受給されてみえる方は、45の病名の中での範疇でしかない。なおかつ難病患者としての一部負担金の受給者証というのは、要するに発行されていないわけですよ、あとの30人については、そういうことになるんじゃないですか。

そうすると、3割負担でもしそういった医療費を負担するということになると、私、レミケードの例で出しましたけれども、これでも物すごい金額ですよ。1年間で薬代だけで自己負担すると184万円ですよ。いろいろ検査もしなくちゃいけないらしいもんですから、その治療を受けるたびにね。だから、そのためにはそれ以外の費用もかかるもんだから、大体200万円ぐらいかかるそうですわ。そのうちの3割負担をもしさせられるようなことになれば、かなりの金額ですよ。そういう意味では、これ以外の百幾つの難病患者として該当してみえる方があるわけですので、それ以外の方についても一定の助成等を今後行っていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 一定の助成をということでございますけれども、これは私ごとですけれども、私の母親は100万人に1人かかる難病ということで、実際に医療にかかりました。何百万単位でした。そういったこと等も考えますと、議員さんのおっしゃられることは非常によく理解はできるわけでございますけれども、ただ、助成という視点で現在のところはま

だ考えておりませんので、現在ある特定疾患に対する町の施策の中で進めてまいりたいと思っております。

大口町としましては、特定疾患に対する部分では結構理解を今までも示してきております。そういった中で、現在行っております福祉施策につきましては、例えば緊急通報装置の無償貸与ということですね。さらには寝具洗濯、単身とかそういった方でできないという寝具乾燥等のサービスも行っております。さらには短期介護ですね、ショートステイ。介護してみえる方が、そういうショートステイも行っております。それらのもとになりますのが、要は愛知県の特定疾患医療給付事業といった中で進めておりますので、現行はこれで考えていきたいと考えております。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) せめて町の福祉手当をすべての特定疾患で治療してみえる方に支給する程度のことは、私は大口町としてできるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがですかね。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 福祉手当につきましては、当然、すべての障害の方にもかかってきます。要は特定疾患、さらには精神、さらには身体・知的、そういった部分の中で皆さん同じ形の中で、現在、福祉手当というのは行われておりますので、そういった中で現在のところは、そういう福祉手当を上げていく、逆に下げていくといった検討はいたしておりませんし、しばらく様子を見ていきたい。その根底にありますのは、障害者自立支援法というものの中で、これは私の聞き間違いかもしれないんですけども、障害の中で特定疾患というものをどう見ていくか。自立支援、これは廃止されるんですけども、今回の法の見直し云々、そういった中への特定疾患がどのように組み込まれてくるか。そういった部分もありますので、その情報を見る中で考えていきたいと思えます。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 今、要するに障害者自立支援の関係にも関連してくるという話なんですけれども、実は介護保険制度との関連も、重度の難病患者の皆さん方については関連してくるということで、今の県がやっているショートステイだとか、そういうのも多分そういうのに関連して行われているんだろうなということを私も認識をしているわけです。

しかし、国の方のこれまでの考えですね。これからの考えは私はよく承知していないわけですけども、これまでの歴史を見ていくと、最初に私が申し上げましたけれども、昭和48年の

ときには、医療費については国が全面的に負担をすると、そういう形で無料にしてきたんです。ところが負担の公平ということを名目にして、これは平成10年ですけれども、1998年です。このときに、ちょうど精神障害者の精神保健福祉法だったかな、そういうものなんかもこのときに多分できたんじゃないかなと思う。そういう年代だなあと今ちょっと思ったんですけれども、四つの病気以外は患者の一部負担制度を実はこのときに導入してしまったんです。なおかつ平成14年には、また整理しちゃったんですね。旧来からの特定疾患と現在の特定疾患との食い違いというのが、多分、そこら辺であらわれてくるんだらうということも私は思うんですけれども、そういう意味では、やっぱり治療して苦しんでおられる人については同じだと思うんですよ。苦しんでおられるということについて変わりはないと思いますが、国が勝手にそうやって整理・合理化していくというのは、私は本当はおかしなことだというふうに思うんですけれども、むしろこの部分については、少しでもそうした方々の苦しみを取り除いてさしあげることが私は行政の役割だというふうに思うんです。そういう意味では、やはり負担の軽減。もし軽減ができないとすれば、福祉手当を支給する範囲を広げていただく。そういうこともぜひこれからも前向きに考慮していただきたいというふうに要望しておきます。

それから、相談の窓口なんですけれども、私も何回か保健所等、いろんなことでお訪ねするわけなんですけれども、担当者がいないというケースが結構あるんですよ。それは多分、担当者が1人しかいなかったりするんだと思うんですね。これはほかの県のいろんな施設においても担当者が1人しかいないもんだから、その人があっちこっち走り回っているというような状況もあったりして、なかなか担当者に行き着かないということも私も何度かあったわけなんですけれども、ぜひそういった相談窓口は、確かに保健所なら保健所でやっているということなのかもしれませんけれども、しかし定期的に、例えば大口町の保健センターだとかそういうところへ出張ってきていただいて、そういう中でまた特定疾患等の相談等を定期的に行うような窓口の開設というのも私は必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。保健所へ行ってくださいというのは、行って担当者がおりゃあいいんですけど、おらんとか、何日か先になるとか、そういうことというのは往々にして私はあるというふうに思うんですけれども、やっぱり身近に相談が行えるような形を、ぜひ保健所等々とも相談しながらしていただきたいと思えますけれども、この点についてはどうでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 相談窓口の件ですけれども、特定疾患というのは、冒頭に質問の中にありましたように、本当に治療法が確定されていない。原因がわからない。まずは抑えておくというような、現在、そういった治療が続けられておりますけれども、そういう面でもとらえますと、非常に内容的に、まさに専門的な知識が必要になると。そういった部分で

とらえますと、大口町の中で、保健所からそういった専門の方をお招きしてということでは相談窓口というのは考えられないわけでもありませんけれども、そういった専門的分野ということから考えますと、安易に窓口ということもちょっとちゅうちょすることも考えられます。そういった中で、今、せっかくいい御意見をいただきましたので、これについては一度保健所にもお聞きしてまいりたいなあとは思いますが。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 大口町は 2 万 2,000 人ぐらいの人口があるわけですがけれども、そのうちの 100 人不足のことなのかもしれませんけれども、しかし、そうした方々に対する施策が充実することによって、今、健康で過ごされてみえる方の暮らしも安心できるものになってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから絶えず、少数だからということで目をつぶるのではなくて、いつもこういうところに目を光らせるというのか、目配りをするというのか、手を差し伸べるというのか、そういうことが私は今の行政の中で一番求められるところではないかなあというふうに思うんですね。

とにかく今、自殺する人が年間 3 万人を超えるという状態が、12 年かそこらずうっと続いているわけですがけれども、その最大の原因は健康ですよ、御自分の。その次が経済的な問題になるわけですがけれども、しかも男と女の比率を見ると、男が 2 で女が 1 なんです。だから、男の人がたくさん自殺しているということが実は見てとれるんですけれどもね。単に 3 万人という数字だけ見るんじゃなくて、その中身を見ていくと、いろいろなことで悩んでみえるんだけれども、一番の悩みは健康ですよ、御自分のね。そういうことで先行き悲観をして、みずからの命を絶たれるというようなこともあるということですので、ぜひこれからも御検討いただきたいというふうに思います。

次の質問ですがけれども、私、今の難病について多少の関連もしてくるものですから、また久しぶりに質問をするわけですがけれども、国民健康保険制度にぜひ傷病手当制度を設けていただきたいという問題です。前の酒井町長さんのときには、こういう質問も何度も繰り返させていただきましたが、森町長になって、この質問については初めてだもんですから、多分、町長がかわれば見解も変わるだろうということもあるかなあと、期待をして私は質問をさせていただきました。1、2、3、4、5 とそれぞれ数字を質問したもんですから、多分、ほかの議員さんたちには回っていないと思いますので、まず質問しますが、65 歳以下の世帯主が入院した人数ですね、これは何人でしょうか。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 人数につきましては 96 名でございます。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) それでは、65歳以下の世帯主が入院4日以上した人数は何人でしょうか。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 73名でございます。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 65歳以下の世帯主が死亡した人数は何人でしょうか。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 9名でございますけれども、入院をされて亡くなられた方が8名と、あと1名は入院なしという状況です。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 65歳以下の世帯主が入院4日目から日額3,000円、これは傷病手当だと仮定してですけれども、日額3,000円支給すると幾らかかるでしょうか。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 4日以上入院の合計日数が、平成20年度実績でございますが、4,469日。そして、仮定の3,000円ということでこれを掛けますと1,340万7,000円となります。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 65歳以下の世帯主が入院した人の中で、滞納世帯は何世帯ありますか。

副議長 (鈴木喜博君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 13世帯でございます。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) お疲れさまでした。本当にありがとうございました。調べるのに大変御苦勞をかけたみたいですので、この場をおかりしまして、本当にありがとうございました。すっと出てこない数字だったもんですから、大変職員の皆さん方にも御苦勞をかけたわけですが、

私、65歳以下に限定したのは、一般的に言われる現役世代というのが65歳以下だろうというところで65歳以下を限定させていただいたんですね、今回の調査は。65歳以上になると、普通は年金等があるという仮定のもとで、そういうのもあって65歳以下の人を限定させていただ

たわけです。65歳というのは、ちょうど年金をもらう年になってくるわけですので、ちょうど私、昭和36年生まれでして、私の年からは完全に65歳からしか年金をもらえない、そういう年齢なんです。だから、そういう意味では非常に私も親しみのある年齢なわけですけれども、そうした中でお尋ねをすると、65歳以下の世帯主が入院したケースが96人もあるということで、この人数の多さも非常に私は驚かされたわけです。

昨年の6月議会のときにも国保についての一般質問をやってはいますが、このときに国保の加入世帯が2,879世帯だったということですので、要するに世帯主の集計をやっていただいたわけですから、2,879世帯のうち約100世帯の御家族の方で、それも世帯主が入院しているということなんです。これはかなりの割合じゃないかなということをおもうんです。これはちょっとびっくりしましたね、この数字を見せていただいて。なおかつ、96人のうち4日以上入院した人は73人おられるということ。それから、65歳以下の世帯主が死亡した人数ということなんですけれども、このうちの8人は一応入院してからお亡くなりになられたということなんですけれども、そのうちの1人は入院もせずにお亡くなりになられた方なんだという発表がありました。そこら辺を私は聞きたかったんですけども、先に答えを言われちゃいましたので、大変ありがとうございました、そこら辺の集計もしていただいて。

なおかつ入院された世帯のうち、国保税を滞納している世帯が13世帯もあったということなんです。これは集計データということで、先ほども説明があったかと思うんですが、20年度ということじゃないんだね、歴年ですね。平成20年中ということなんです。だから、平成20年の1月から12月までの集計ということですね。医療の分野でいくと、またちょっと違って来るんですけども、そこら辺がちょっとよくあれなんですけれども、20年中の国保の特別会計で支給した医療費データによると書いてあるものだから、平成20年の3月分から平成21年の2月分までの診療分ということになるんですけれども、なかなかこれはそこら辺が難しいことなんですけれども。

私はさっきも申し上げましたけれども、難病で今度、レミケードという薬の治療を受けたいと思っているんですけども、非常に悩むことは何かというと、その人も世帯主なんです。その人は40代で、まだ働かないかんです。その治療が年に8回はやらなくちゃいけないということなんです。サラリーマンなら休暇届に、申しわけありませんと、この日とこの日とこの日は有給休暇を下さいといって休暇届に判こを押せば、とりあえず有給でお休みすることはできますけれども、しかし、自営業の人はそういうわけにはいきませんね。ましてやこの方はひとり親方ですので、自分が仕事を休めば、その分、収入は当然得られないんです。だから、そういう意味では、非常にその方も治療をしたらいいのか悪いのか迷っていらっしゃるんです。それは、この不況の中で、例えば治療をきょうはやりたいということで予約を入れたとしますよ

ね。だけど、その日に仕事をやってくれというふうで仕事が入った場合、断れないですよ、この不況の中で。だから、非常に悩んでいらっしゃるわけです。そういう方がおられるんですけども、そういう意味でも私は傷病手当金制度というのは必要だというふうに思うんですね。例えば外来で治療に行くにしても、私は入院ということで本当は1日目から、そういう場合でも、自営業の人にとってみれば切実なことです、支給すべきだというふうに私は思うんですけども、しかし、通常は入院4日目からというのが大体ですので、それでお尋ねしたわけですけども、傷病手当制度を国保でつくる気はないんですか、町は。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 傷病手当制度につきましては、本当に以前から何度も御質問をいただいております。ただ、国民健康保険では、一般の健康保険のように傷病手当の基準となる保険料を算定する標準報酬月額を定めていないことなどから、国民健康保険にはなじまない制度であるということで、現在のところ、導入は考えておりません。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 標準報酬月額というものを定めていないものですから、例えば傷病手当金制度を導入している国民健康保険制度もありますよね。それはどういうところかという、国民健康保険組合ね。要するに、業種ごとでやっている国保ですね。建設業だとか、食品だとか、名古屋なんかだと食品国保というのがあるのかな。あと建設だとか、医師だとか、いろいろあるんですね。あと、司法書士だったか、税理士だったか、そんなものもあるんですね、全国的には。私、ちょっと見ていたらそんなもの出てくるわけですけども、そういうところでは大体傷病手当金制度というのはあるんですね。

建設国保なんかだと、月額3,000円なら3,000円というふうで決めて、それで支給をしている。そういう制度になっています。ですから、どこから月額3,000円というのを持ってきたかという、私はそこから持ってきた。それは3,000円がいいのか悪いのかというのは別の問題だとは思いますが、雇用保険がありますね、これの最低保障がたしか月額3,441円だったかな、130万円を365か何かで割り返すと、そんなような数字が出てくるんですよ。3,000円ちょっとぐらいなんです。これが雇用保険の最低保障の金額になると思うんですけども、そういったことからしても3,000円というのは最低の基準ではないかなあというふうに私は認識をしているわけです、そういう意味でもね。だから、私はこの程度のことについては、国保に加入しておられる、特に世帯主ですね、年金生活によらない、家族を自営等々で支えておられるような、今はまた不況で、会社に勤めておっても事業主負担が払えんでといって社会保険を切られるところが今いっぱいあるでしょう。だから、そういう人たちも本当に今ふえていって

と思うんですけれども、そういう人たちについても、例えば入院せんならんというときには安心して入院してもらえようにするためにも、私は傷病手当金制度というのは必要だというふうに思うんです。

今、聞いたら1,340万円ほどの金額でできますよということなんですけれども、このくらいのものについては、一定国保に一般会計からの繰入金を増額しても私はいいんじゃないかというふうに思うんですよ。また、安心して治療をしていただいて、また治ったらばりばり仕事をやってもらって、それでその分、住民税等々で世話になりましたということでお返しいただければ、そういうことも考えてもいいんじゃないかというふうに私は思うんですよ。

今の傷病手当金制度のない状態ですと、安心して入院できないですよ。まず入院するとき何を考えるのかといたら、あしたからどうやって収入を得られるのって。絶たれちゃう場合というのが結構あるんですよ。大工さんとか、トラックを持って仕事をやってみえる人とか、そういう人たちというのは自分が動かんことにはお金にならんわけですからね。サラリーマンの人でも、今、そうやって社会保険が切れちゃう人もいっぱいいるわけでしょう。そういう人たちも安心して働こうと思うと、私は傷病手当制度というのはどうしても必要だというふうに思うんです。だから、そういう意味では、ぜひこれも導入をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 導入をとということでございますけれども、御存じかと思えますけれども、国民健康保険につきましては明治初期からいろいろ変わってくる中で、昭和23年に一度、社会保障制度としての位置づけが打ち出されております。そのことにつきましては、保険者は原則として市町村とされたということで、強制加入が取り入れられてまいりました。このときに、国民健康保険というのは一般でできることはできるだけ小さい単位で行っていただき、できないことのみをより大きな単位の中でとらえて団体で補っていくという、ある意味、補完的な性格を少し持たされたと解釈します。そういった中で、昭和34年の1月でございますけれども、国民健康保険組合としてはすべて市町村及び特別区に吸収される形の中で、現在のもとなってきたかと思えますけれども、そのときに初めて補完的な地位という部分も打ち出されてきているかと思えます。

その後、いろいろ改正に改正を重ねる中で、国民健康保険の、改めて言うまでもありませんけれども、構造的な問題というのがございます。それは、保険料の負担能力の低い被保険者が加入されている割合が高いという問題、さらには医療費の地域差問題、いろんなものを抱えております。そういった中で、国や市町村に対して、都道府県も入らなければということがされて、昭和49年でしたかね、そういう中で動いてきております。

その後、本当に国保は何度も改正される中で、法定必須給付 8 項目ですね、それと法定任意給付 2 項目、そういう中で動いてきております。それに法の中には任意給付という 1 項目がありますけれども、病気やけがというのは医療保険、国民健康保険等、普通の健康保険で見ている。そういったところからの給付を受ける仕組みになっておると私は解釈をしております。そういった中で、先ほど言われましたように、一般の健保、さらには医師の国保、そういった部分では傷病手当を入れておるのがございますけれども、それは小さいという言葉は悪いですが、ある意味、職域ですね。そういった同じ業種の中でとらえるというものがございしますので、そういった部分も取り入れられておるかと思っておりますけれども、国民健康保険、市町村が運営していく中では、そういった部分では本当に、先ほど一つの例を挙げて 3,000 円ということと言われましたけれども、やはりこれは難しいのではないかと考えております。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 何も難しくないとします。最低ですよ、私の言っておるのは、この程度のことは支給しないと、本当に困るんですよ、入院された御家庭は。よっぽど高額所得者で、預金もあって、株もいっぱい持っておって、配当所得か何かで御飯を食べておるような人はそりゃあいいかもしれませんよ。そんな人ばかりじゃないんですから、今、2,800 世帯か 3,000 世帯近くの人たちは、おおよそ大多数が庶民と呼ばれるところじゃないですか、私もそうなんですけれども。その 3,000 円が支給するのが難しいという根拠は何もないんですよ。というのは、健康保険法でもこれは任意給付ということでやってもいいと言っているんですよ。条例で定めてやりなさいということをおっしゃるわけでしょう。そうですね。規則ではできないんですよ。条例で定めてやりなさいと。国民健康保険料や税なんかの減免については規則等々で定めてやったり何かするんだけど、しかし、今の任意給付については条例で定めればやることできるというふうになっているんだから、何も難しいことじゃないというふうに私は思うんです。

何でなじまないのかというのは、意味がわからんの、私は。困っておる人が実際おるのに、何がなじまないの。やれないということ自体がなじまないんですよ、本当に。違いますかね。やらないと困るんです、これは。それで困っておる人がいっぱいおるんですよ、現実の話。

一番最後に調べてもらったのは、入院した人数の 96 人のうち滞納のある世帯が 13 世帯あるというお答えがあったわけですが、これは滞納もあるのに入院しようと思ったら、かなりの金がかかりますよね、3 割負担ですから。高額医療でお金がいっぱいかかる。高額医療で例えば 8 万 100 円プラスアルファ 1% ですか、超えた分の。それが自己負担だとして、返ってくる時に窓口へ行くと、滞納の税金もありますから、返ってきたら滞納の税金も払ってもらえ

ますかというふうで言われるわけですね。しかし、そうやって言われる。市町村役場としては、そりゃあ言わざるを得んのかもしれないですけども、言われた方の立場からすると、入院しておる間、一円も収入がない状態で、私、これからどうやって生活をやっていくのというふうに思ってみえる方もたくさんいますよ。私はそういう話も聞きますから。

医療費の領収書なんかを見せてもらうような機会もあるんですけども、おととしの診療分を病院に対して分納するわけですね。例えば医療費控除をやろうと思うと、支払った日が基準になってくるもんだから、そういう領収書なんかを見ていくと、この人は医療費を払うのが大変だったんだわということも、そういうのを見ると思い知らされるわけですけども、そういう人たちがいっぱいいるんですよ、現実の話は。そうやって分納扱いになると、高額医療の対象にもなれへんでしょう、現実には。だから、高額医療にもならず、分納して、たくさん負担もさせられて、払うに払えん状態で。しかもその間、収入がないような状態になっている人もお見えになるんですよ、現実には。だから、なじむとかなじまないとかという問題じゃないんですよ。要るんです、これは。私はそういうふうに思うんです。いかがですか。考えてくださいよ、その人の立場に立って。平成20年中の調査ですので、おととし96人も65歳以下の人で入院されてみえるんですよ。去年なんかだと、もっと多くなっておるかどうかわかりませんが、そういう人たちの気持ちになってくださいよ、ぜひ。なじむとかなじまんとかという問題じゃないの。要るんですよ、どう考えても。どうですかね。

副議長（鈴木喜博君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 要るということでございますけれども、まず国保ということで考えてみますと、先ほども申し上げましたように、被保険者は主として自営業者、さらにはその御家族の方というところになってまいります。一般的に言う会社員等の被用者とは違うところは、まさに病気によって仕事ができない状況が続くという場合に起きてくる収入減少ですね。この収入減少の形態というのは、本当に多種多様に分かれてくると思われれます。そういった意味では、労務ができないという観念が、ある意味、本当に不明確なことがあります。そういったことから、この給付を採用していくというには困難があると考えております。

それから、実際、私も今回こういった御質問をいただく中で、少しほかの視点の方から見させていただきますましたら、民間の話でございますけれども、国民健康保険に傷病手当的なものがないという状況の中で、まさに国民健康保険に傷病手当がないから、そういった部分での保険というんですか、そういった部分が民間の中で行われているということも初めて知りました。ですので、先ほどの中でも申し上げさせていただいたように、できる部分というのはいろんな分野でできてくるという部分、そして最後残ったとりでという部分と、そういった中で考えていきたいと思っておりますので、何とか御理解をいただきたいと思っております。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 平行線のような議論だと私は思います。

以前質問したときには、民間のいろいろな保険があるから、そういうのを活用すべきではないかというような答弁も以前いただいていたわけですがけれども、しかし、民間の保険すら、要するに入院した96人の中で13世帯も滞納があるわけですよ、現実の話。じゃあそういう人たちが民間の医療保険に入れるのかと。入れないですよ、どう考えたって。これ以外の人たちだって、民間のそういう保険に入れるのかといたら、入れないと思いますよ。そんなお金があるんだったら国保税を払うでしょう、普通考えたら。私はそう思いますよ、現実の話。だから、民間民間と言いますけれども、民間の保険すら入れない人たちもいっぱいいるということなんですよ、この結果を見ると。私はそう思うんです。だから、ここまで今回調べていただいたんです。民間という言葉が多分出てくるだろうなというふうに私も予想をしておったものですから、だからこの結果からしたら、民間の保険に入れられない人もいないじゃないですか、現実の話。そうでしょう。だから、本当に考えなくちゃいけないですよ、これは。そうしないと、生活基盤すら失いかねないような状況になっていく。きちっと傷病手当制度というものを設けないと。非常に今の健康保険制度の中で一番危険な部分だし、一番私はここの部分を最悪のシナリオの中で考えていただかないかんことかなあというふうに思っています。ですから、ぜひ今後とも、また町長さんもかわられたところですので、この論議はまた大いに私は行っていきたいなというふうに思いますし、町長さんのお考えがもしあれば、町長さんも昔、福祉部長さんを何年間の長いことやってみえたので、多分、それなりのお考えがあるだろうというふうに思いますので、御所見だけまた伺っておきたいと思います。

副議長 (鈴木喜博君) 町長。

町長 (森 進君) 確かに私も経歴の中で福祉部長という経歴があったわけですがけれども、その折には、国民健康保険の傷病手当の話はまだなかったんじゃないかなと思っています。それと、今、私もそういう中で、この議会の中で吉田議員さんがいろいろと国民健康保険の中の傷病手当について議論をされておるのをこの場で私も聞いております。町長がかわったからということですが、特にこの議論については、私も今までの議論を尊重し、これを踏襲していきたいというふうに思っています。

(1 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 今までのことを踏襲していきたいということですがけれども、ぜひ困ったという人たちに対する目配り、やっぱりそういうものを忘れないようにしていただきたいとい

うふうに今後も思いますし、まだ全国の自治体の中で傷病手当制度を行っている自治体というのは皆無、ないですね。ですから、そういう意味でも、大口町が先頭を切って第1号になっていただけるように、ぜひ検討をこれからもしていただきたいというふうに思います。

時間がだんだん迫っておりますので、次の質問に移りたいと思います。

借りにくい公的な融資制度を改善してという表題にしました。

町が行っている勤労者等生活資金という制度がありますけれども、これは今どのくらい、昨年度ですか、借りられた人がおられますか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 21年度でもいいんですけれども、今のところゼロと聞いております。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 勤労者等生活資金という制度が予算書にも出てくるわけですが、これは今のところゼロという状態なんだそうであります。これは8項目か9項目ぐらい、借りられる条件があったかと思えますけれども、ちょっと簡単に説明していただけますか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 融資条件と融資の種類でございますけれども、まず普通貸し付けの場合ですが、療養及び治療の資金、それから修学資金、それから結婚資金または葬祭資金、次に不慮の事故または災害による必要な資金、それから出産資金、生活用品購入資金、その他町長が認めるというような8項目でございます。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 町長が特に定めるものまで入れると、今、言われたように8項目ぐらいあるわけですが、しかし、これがせっかく銀行等々にも大口町から預金してあるのに、現実にはその制度が使われていない。これはどういうことなんだろうかというふうに私は考えるわけですが、この使途そのものですね。町長が特に定めるもの以外で見ると、要するに七つあるわけですね。このメニューを私はもっとふやしていただく必要があるんじゃないかなあということを思うんです。例えば修学のための資金というと、大抵これは学校法人ですね。学校法人だとかそういうものじゃないと借りられない状況が現実にはあるんじゃないかなあというふうに思うんですね。

今、いろんな資格がいっぱいあって、私のところに相談があったのは、ネイルというんですが、つめにいろいろデコレーションを施すのが今若い人にはやっているわけですが、本

当にジャランジャランと音がするぐらいのものなんですけれども、私も1回か2回ぐらいしか見たことがないのでよく存じ上げないわけなんですけれども、しかし、こういうものというのはどういう資格なのかというと、国が定めたような公的な資格ではどうもないですね。ですから、どうやっているかということ、民間の専門学校、専門学校といっても学校法人も取らないような専門学校みたいなんですけれども、要するに業界で認定している資格ですよ。そういうものを与えて、1級だとか2級だとかどうもあるみたいなんですけれども、例えばの話ですね。そういう資格もどうもあるそうなんですけれども、例えばそういう学校に行こうと思って今の勤労者生活資金を修学のために借りようと思うと、借りられないじゃないですか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 具体的にどうのこうのと、ちょっと今返答はしかねますけれども、修学内容で確認がとれればどうかと思います。ただ、原則的にその相手方ですね。学校法人なり専門学校の方がどういった法人であるかというのが重要になってくるんじゃないかと思っています。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 今、不況だもんですから、手に職をつけるというか、そういうことが非常にもてはやされている。そういうことだというふうに私は思うわけなんですけれども、そうした中で公的な資格はまだいいんですよ。それは学校法人だとか、ちゃんとした学校と言っておかしの言い方もかもしれませんけれども、一定の信用度のある学校で資格が取れたりするわけなんですけれども、それ以外の資格というのは、なかなか取ろうと思うと、これもお金が物すごくかかるらしいんですよ、ネイルというものでもね。100万とか、200万とかね。そりゃあ1年で100万ぐらい多分かかるんだらうと思うんですけれども、非常にそういうものについてもお金がかかたりするらしいです。そういうものについても、そういう資格を取ることによって次の就職等々に反映するということであるのなら、私は学校がどういう学校なのかということも見きわめる必要はあるかと思うんですけれども、しかし、実際このお金を貸すのは金融機関だもんですから、現実はそのでしょう。ここが問題なんですよ。町がお金を貸してくれやいいんですけど、町がお金を貸すんじゃないんですよ。金融機関がお金を貸すんですよ。要するに、金融機関が認めてくれないとこのお金が借りられない。そういう仕組みの制度なんですよ。だから、町がそこを、ここはこういうふうで学校法人じゃなくても借りられるような形にしたからということで、きちっと金融機関の方とも話をちゃんとして、金融機関との合意のもとで借りられるようにしてもらわないと、修学といっても、本当に今、いろんなケースがあるもんですから、対応が私はできないと思うんです。だから、ぜひそういった点も、私は金融機関

とまず話し合っしてほしいと思うんですよ、町の方が。そうしないと、修学といって、はい、わかりましたといって申込用紙を書くでしょう。いざ学校はといったら、これこれこういうふうでといって、学校の名前でそれは対象外ですって後から言われちゃうようなことになっちゃいますので、私はここはきちっと町の方も銀行側と話し合っただけだとありがたいと思うんですが、いかがですか。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 御案内のとおり、確かに私どもが貸すわけじゃなくて、金融機関の方から、今言いますと、学校法人なら学校法人の方にその必要経費の方を支給いたしまして、本人の方が返済をしていくというシステムになっております。そんなことで、あくまで金融機関の方といたしましても、資格に対するものであれば、一度お話等について、そういった研究といいますか、内容確認等をしていても問題ないかと思えます。ただ、金融機関の方でどうのこうのという判断をする場合には、本人さんの方の返済能力、いわゆる保証協会等の了解がとれるかというようなことが主体になってくるかと思えます。ですから、そこら辺は、今お話があるような形の中でいけば、一度金融機関とは話し合っってもいいかなというふうには思えます。

（ 1 番議員挙手 ）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） それで今、保証の問題に入っていくわけですが、全く今、近藤部長が言われるように、その後の保証の問題も非常にハードルが高いのが現実ですね。町としては貸りてほしいという立場ですよ、どっちかといえば。こういう制度があるんだから、ぜひ借りてくださいという立場になるわけですが、しかし実際に貸す当の銀行はどうかというと、返してもらえらるうかというのがまず先に立つんですね。ですから、そういう意味では、町と銀行とはまるっきり正反対の立場になるわけですよ。返してもらえないかんということですからね。

もう一つは、私は借りる方の立場もあると思うんですね。最高200万までなんだけど、例えば150万借りようと思って申し込みに行くんだけれども、じゃあ200万要るからといって申し込みするかというと、そうじゃないですよ、借りる方は。150万でもいいんですけど、200万でもいいんですけど、借りたら返さないかんわけですので、大体どれくらい返さないかんのかというのが申し込みするときに目鼻が立たんと私はいかんというふう思うんですね。

私がお金を借りたときは家を買うときですけども、大体そうでしょう。月々このくらいだったら返していけるので、じゃあこれくらい借りて、あと足らん分はちょっと親戚を回ったり何かして、何とか算段しようかという話になるわけですよ。200万要るところを150万にしてお

こうかとか、100万にしておこうかとか、普通そういうふうになるじゃないですか。だけど、借りるときに返済の話にならないんですよ、町の窓口で申し込むときには。一体幾ら返すのかという話にもならず、ただ単に家族構成だとか、年収だとか、そういうのを書き込んで、それで申し込むだけになっちゃうんですけれども、借りたら返す、これは当たり前な話ですけれども、そういう中でいけば、本来、事業者だと事業計画というのを普通は借りるときに出すんです。それで大体こういう返済ができますよというのを普通書くんです。個人だったらじゃあどうなるのかといたら、要するに家計表ですよ、個人の場合は。だから、本当は家計表をちゃんとつくって、あわせて添付していくぐらいのことにしていかないと、例えば実際に借りられるようなことになったにしても、一体本当に自分がどのくらい返せるのかという当てがつかないですよ、その場で。だから、そういう意味では、そういうことも本当は役場の窓口でそういう話もすべきじゃないかなあということの一つは思うんです。そうしないと、怪しい貸し付けですよ。返済のことを何も言われずに借りるだけのことで、そういう意味では借りる方も一体幾ら返せばいいのかということもわからないことになっちゃいますので、だから余計、私はまともな人なほど借りにくいというふうに思います、そういう意味ではね。だから、そういうこともやっぱり考えてほしいなということを思っていますけれども、そこら辺はいかがですかね。

副議長（鈴木喜博君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 返済についてでございますけれども、御案内のとおり、勤労者等の生活資金につきましては、返済期間5年以内、それで利率につきましては2%というふうになっております。今、預託先になっているのは愛知銀行でございますが、そちらの方と調整すれば、返済、例えば5年で100万だったら月々幾らというような早見表ですね、こういったものは作成できるかと思えます。ただ、その中で今お話がありましたように、使用目的に基づきまして、例えば今、お話がありましたように、本来は200万要ると。ところが、そんなにえらいから150万にしよう。そうすると、あと50万は、今、お話がありましたように、身内からというような話で、そういった資金繰りの話も当然出てきます。そういった中のうち150万を借りて、今お話がありましたことでいけば、学資資金の方に調達したいというような具体的な内容を聞いた中で、そういった判断もできてくるんじゃないかというふうに思います。

（1番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 時間がもうなくなっちゃいましたので、生活福祉資金のことについては12月議会にも行わせていただきましたけれども、なかなか借りにくいんですよ、実際。何といっても愛知県の社会福祉協議会の方の貸し付け担当が、ここもやっぱりそうなんですけど、お

1人しか見えないというのがね。これはなかなか困難なことになっておりますので、ぜひこれから……。また次の機会に質問しておきます。どうもありがとうございました。

副議長（鈴木喜博君） 会議の途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

（午後 3時00分）

副議長（鈴木喜博君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時15分）

酒 井 廣 治 君

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 議長さんの御指名をいただきました。4項目について御質問申し上げます。

初めに、大口町の財政の状況についてでございます。

地方財政健全化法の4指標について伺いいたしますが、平成18年6月、北海道の夕張市が財政再建団体へ移行を表明いたしました。財政再建団体とは、実質的に倒産するということですが、昭和32年に制定されました地方財政再建法に、実質赤字比率が20%以上の市町村と定義されています。地方財政健全化法の4指標がありますが、健全化の判断比率で自治体本体に加えて出資等で関係する団体も、すべての連結でチェックして健全化を促そうとするものでありますが、この4指標とは、実質赤字比率、これは健全化基準というのが11.5%と定められております。それから連結実質赤字比率、これは下水道ですね、いわゆる特別会計等々を束ねた健全性を示す基準があります。これは16.25%から20%が健全と言われております。それから、借金等々になります実質公債費比率が定められておりますが、実質の借金返済の負担の軽重を示す健全化基準でございます。これは25%、再生基準では35%以上と、こういうふうに分けられておるわけなんです。さらにもう一つは、将来の負担比率ですね。これにも健全化基準があると聞いておるんですが、国では北海道の夕張の破綻を防ぐために、急遽、財政再建法の見直しを始めたわけですね。平成19年6月には、破綻を防ぐために早期是正措置を盛り込んだ地方財政健全化法が成立して、平成20年度決算から適用しました。健全化判断比率がこの大口町にも示さなければ、本当に大口町の健全がどうかということ、私はちょっときょう聞きたいと思っております。

実質的にここでお聞きしますが、1点目は、大口町の財政規模は今どのくらいでございますか。ひとつお願いいたします。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 大口町の財政規模はという御質問でございます。財政にはさまざまな尺度がございます、一般的には町税や譲与税など、おおむねいつも収入が可能な一般財源を算出した標準財政規模という数値が用いられます。平成21年度の標準財政規模は、60億2,795万円というものでございます。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） ただいまの数値は、平成21年度の財政規模は60億2,795万円というお答えでございますが、この基準は標準モデルに対してどのような見方でございますか。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 標準モデルに対してどのような見方ですかという御質問でございます。

市町村には人口などさまざまな要因がございます、標準的なモデルというのはありませんが、人口や産業就労者分類などによってグループが分けられていまして、類似団体というものがございます、最新では平成19年度の数値になりますが、類似団体の平均値は人口1人当たり24万2,690円でありまして、大口町はこれが30万6,980円となっております、この平均を約25%ほど上回っているというような状況でございます。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 今、大口町は30万6,000円とお答えになりましたが、これは市町村別財政分類、総務省へ提出する資料が私は19年度のやつを見てきましたんですが、この数値から見ると非常にいい数値に見受けられるわけですね。

ところで、この数値がいいということに引きかえまして、次に大口町の四つの指標ですね。先ほど申し上げました、実質赤字比率、連結赤字比率、公債費比率、将来負担比率と、こういう数値がございますが、この数値をちょっとお願いしたいと思います。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 平成20年度決算における健全化の各指標数値でございます。まず1番の実質赤字比率というものでございますが、これは 7.03でございます。

次に、2番の連結実質赤字という比率でございますが、これも 8.84ということでございます。まして、本町は黒字決算ということになっておりますので、いずれの指標もマイナスとなっている状況でございます。

次に、3番の実質公債費比率でございます。一般会計の元利償還金のほか、特別会計の繰出金や一部事務組合などの負担金に含まれる地方債の償還費等も含めて、標準財政規模で割り戻

す指標でございます。数値が小さいほど財政的な負担が少ないことを示しております。先ほどもお話があったかと思いますが、18%を上回ると起債が制限され、25%を超えると早期健全化計画を作成しなければなりません、本町は平成20年度決算においては1.2%、全国平均は11.8%となっております。ちなみに平成19年度決算では3.9%であります。数値が低い順に、全国827町村で第9位でございます。人口や産業構造をもとにした分類された類似では44団体ありますが、この中では第1位という状況であります。

それから、4番目の将来負担比率であります。地方債の現在高や債務負担行為など、将来にわたってしなければならない支出予定額と基金等で対応可能な能力を数値化したものであります。平成20年度決算では、全国平均は100.9%。本町は、これも がつきます。 の29.1%となっており、数字上は今すぐにでもすべての債務に対応可能な能力があるということを示しておる状況であります。以上です。

(6 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 酒井廣治議員。

6 番 (酒井廣治君) 今、総務部長から数字について、非常にいい健全な数字をいただいたんですが、本町の場合は実質公債費比率を除きまして黒字決算と、こんなような状況であります。この財政の数値につきましては、非常に細かくて難しい問題だと思います。

ここでちょっとお聞きしますが、昔から大口町は本当に裕福な町だと言われておるわけですね。どこへ行っても大口町はいいぞと、本当に住みやすいところだよと。こういって町民の方、あるいは市外の方から聞かれるわけなんです、この裕福なうちに、将来を考えたときに、大口町が財政危機に陥るような要因があるかどうか、ちょっとお聞きいたします。

副議長 (鈴木喜博君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長 (近藤則義君) 議員がおっしゃられるように、私もよく大口町は裕福であるという話を耳にしたことがございます。確かに先人のおかげで企業が立地して、法人税も同規模の自治体に比べれば、かなり多い方だということは思っております。しかし、本町の法人税収は非常に変動が激しいこと、さらには、今後、景気循環が見込めないことから、経常経費を法人税収に頼ることは危険であるとの認識を持っております。そこで、経常経費は個人町民税や固定資産税、おのおのの負担で賄い、建設事業等は法人税を主に充てるような財政運営を目指しております。以上です。

(6 番議員挙手)

副議長 (鈴木喜博君) 酒井廣治議員。

6 番 (酒井廣治君) ただいまの御返答ですと、今後の財政運営は非常にいいような方向に受け取れるわけですね。さらに行政運営をお願いしたいというふうに思いますが、大口町の財政

運営についてお伺いします。

大口町の税収は、法人町民税が非常に高いと。現に18年と19年には、市町村財政指標を見ますと、非常によい数値が出ておる。先ほど総務部長が申し上げました、類似団体の44団体のうちでは1位でありますね。その項目には7項目あるわけですね、総務省が調査する数字の中でですね。いわゆる財政力だとか、あるいは財政構造の弾力性、それから人件費・物件費等の適正度、あるいは給与水準の適正度、あるいは将来負担の健全度、それから公債費負担の健全度だとか、定員管理の適正度という項目がありまして、私が調べてきたところによりますと、44団体中この3項目ですね。いわゆる財政力は44団体中1位、それから弾力性も44団体中1位なんです。それからもう一つ、将来負担増につきましては、将来の次世代に残すのにつきましては、19年度については44団体中1位。それから公債費の負担率も、先ほど総務部長から御返答がありましたけど、それも1位。ただいけないのが、44団体中21位だとか、35位だとか、25位という数字があるわけなんですけど、これは44団体中、最後とかそういうふうでは、改善していけばこれから直る分類なんでございますが、人件費、あるいは物件費等の適正度だとか、給与水準の適正度だとか、定員管理の適正度だとか、これは徐々に改善していけばいいというふうに指摘を受けておるわけなんですけど、この大口町が豊かに暮らすためには、金額の多少はあれ、安定した収入があれば言うことはありませんが、ここで一つだけお聞きいたします。大口町の財政基金、家庭で言うなら貯金でございますね、大口町の貯金は本当に幾らあるのか、一遍お願いしたいと思います。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 基金がたくさんある中で、きょう今すべての基金の資料を持ち合わせておりませんので、この前お配りした歳入歳出予算の概要にあります財調の表が33ページにありまして、21年度末で19億9,300万で、22年度末は13億9,300万ということで見込んでおります。財調はこのようなことでございます。あと、ほかの基金がたくさんございますが、ちょっと申しわけございません、先ほど言いましたように資料を持ち合わせておりませんので、お答えできませんのでよろしくお願いいたします。

副議長（鈴木喜博君） 会計管理者。

会計管理者（星野健一君） 現在の基金の現在高でございますけれども、今、財政調整基金から社本育英事業基金まで、合わせまして12の基金がございます。総トータルで申し上げます。42億25万8,588円ということでございます。

なお、これは明日のまちづくり基金は入ってございません。以上でございます。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） そうしましたら、今、基金の話がありましたが、次に法人税について若干聞きますが、法人税は、18年、19年は景気が非常によかったものですから、法人税の収入が非常に多いかと思うんです。それから、20年、21年となりまして法人税が減収、来年度は若干法人税は上がってくるようでございますが、最近の法人税の決算額、17年、18年、19年、20年等々ありましたら、少しちょっと教えていただけませんか。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 本町の法人町民税の決算額ということで御質問いただきまして、17年度からということで御容赦いただきたいと思いますが、11億9,000万円、18年度が15億4,000万円、平成19年度が、これはピークでございましたが、22億1,000万円、平成20年度が18億1,000万円ということで、今年度、21年度の決算見込みにつきましては7億1,000万円でございます。過去10年間の決算額の平均は12億8,000万円ほどとなっております。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） そうしましたら次に、法人町民税が入ってくるという状況はわかりましたが、22年度予算にも町債を起債するわけなんです、起債を起こすとき、何かの基準があるのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思いますが。町債の件についてちょっとお聞きします。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 町債の基準ということで御質問の回答をさせていただきます。

町債の基準につきましては、平成11年度以降、町債残高を抑制するよう努めてまいりましたが、一方で、利用度等を十分論議して建設が決まった公共施設整備費については、長年にわたって利用していただくことから、後の方々にもその費用を御負担いただくために町債を活用することも必要であります。そういった面で現状の利率を換算すると、元利償還金がおおむね経常一般財源の5%、3億円程度ということで、残高にしまして25億円から30億円程度を中期的な上限の目安というふうにしたいと考えております。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 今、総務部長から御返答がありました、25億円から30億円の町債の残高ですね。この残高は大口町の今の財政につきまして健全化と受け取れるような感じも受けませんが、今後に対する不安はないんでございますか。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 予告をいただきました、次世代に負担を残す心配はないかという趣旨の御質問であったというふうに解釈します。

少子高齢化や社会構造、行政需要に至るまで、さまざまな分野の仕組みが大きな変化のときにありまして、税收等についても先が見通せない状況にあります。一昔前、景気は循環するというふうに言われておりましたが、欧州の方に学べば、今後は製造業の比率が低下して農林水産業とか福祉産業が進展するということで、内需主導の成熟した社会が到来するんじゃないかというふうに予測されます。したがって、経済動向等に注視しながら、常に施策の見直しを重ね、安定した住民福祉の増進を推進したいと考えております。西小学校及び南小学校の整備事業費については、学校教育課とともに節目節目で連携をとりながら財政計画を立てています。現状ではおおむねめどがついておりまして、次世代の負担につきましては、先ほど町債の御質問でお答えしたような運用の範囲でおさまる見込みでございます。

なお、町債の方でちょっと調べてきたんですが、現在の町民1人当たりの地方債の現在高ですね、1人当たりの負債の額としましては、今年度末、12万2,705円というものでございます。以上です。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 若干質問を申し上げますと、いわゆる22年度予算に、マニフェストの中にもありますいろいろな事業、庁舎や、あるいは西小学校の耐震工事、さらには南小学校の新築工事等々の予算が決められておると、こういうふうに感じております。財政の見通しについては、今、総務部長がお答えになったように心配はないと。それから、多額の借金をこれから抱えるわけなんですけど、次世代につきまして、いろいろその部署部署によってお互いに検討し合いがてらやっていくと、こんなような御返答でございました。これで安心するわけですが、今後とも建設する教育委員会と、あるいは町長部局とが連携をとりがてらしっかりとやっていただきたいと、これをお願いしたいと思います。

次に、大口町が豊かさを食いつぶすことなく次世代へ引き継ぐと思うんですが、今後、どのような点に配慮して、国の財政健全化法に示されている四つの指標のほかに、大口町独自で何か危険を察知するような基準を設けてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 何か基準はということですが、団塊の世代の方々が退職されて個人町民税が減収となる一方で、医療費等の社会保障費はいましばらく増加傾向に歯どめがかからないというふうに想定されます。したがって、福祉増進施策の財

源を確保する中で、少子高齢社会に対応するためにも、施策の見直しと経常経費の把握に努めて、経常収支比率の3ヵ年平均を80%から85%程度に抑える財政運営に取り組んでみたいというふうに考えております。基準になるかわかりませんが、このような考えでおります。

(6番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 酒井廣治議員。

6番(酒井廣治君) 今、お答えがありました経常収支比率を80%から85%という御返答でございましたが、これも町の財政を運営する方法には適当な数字じゃないかというふうに考えるわけなんです、ひとつ今後とも財政は厳しくなるかと思えます。あるいは、少子高齢化により、今申されましたように、福祉、高齢化の社会に入る。そうしますと、いわゆる医療費関係、あるいはすべての福祉の関係について、多々の費用が出ていくかと思えますが、今後、財政にはしっかりと取り組んでいただくようお願いしておきたいと思えます。

そうしましたら、次にちょっと酷な質問を申し上げます。

去年の4月、組織改革の件だと思えますが、平成21年の4月に組織改革を行いました。大幅な組織改革ということでプロジェクト等々を組んでいただいて、約1年間ぐらいかかって、この議場でもいろいろ議題になったかと思えますが、このときに新しく地域協働部という時代を先取りしたような、聞いたことのないような部署ができたわけなんです。案内板も新しく一新されて、本当に見やすくなったと思うんです。年度初めには、部課長さんが玄関に立って来庁されるお客さんに案内をしてみえたような形も見受けます。一見すると、混乱もなく移行されたように思いますが、玄関も明るくなり整頓された。以前よりよくなったと思えますが、ただ、3階の議員のこの掲示看板は変わっておりません。昔のままですね。2階と1階はきれいに変わっておるんですが、3階の廊下は、第1会議室だとか議員の控室だとかというのは全然変わっていないもんですから、これは3階だけは疎外されたかなあというふうに思いまして、3階は庁舎じゃないかなあ。こんなふうにひがむわけではありませんが、その辺のところを、せっかくやっていただくなら3階も変えていただきたかったと私は思いますが、ここで質問をいたしますけど、実際の日中の仕事、来庁して見ることはできなかったんですが、ほぼ1年経過をしましたんですが、組織改革して本当によかったと、これは組織改革してよかったわやということとか、またこれは反省しなきゃいかんわやと、これは部内だけの問題であつたろうとか、これは本当に町民サービスにこの組織改革をやってよかったろうと、そういう点がありましたらちょっとお願いしたいと思えます。

副議長(鈴木喜博君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) 昨年4月の組織改革について、よかったこと、悪かった点についての御質問でございます。

大きな組織改革を実施いたしました。組織案の作成や人員配置、掲示物の作成、備品等の移動など、多くの分野において計画的に準備が進みまして、改革の規模の割に特段苦情がふえたなどという混乱は少なかったと受けとめております。

また、年度当初は、昨年ですが、管理職の皆さんが率先して玄関に立ち、来庁者の案内を務めていただいたことは、順調な新組織への移行に大きく寄与したと考えております。

さらに、施策や事業分類の見直しにあわせ、事務分掌や決裁規程の改定を同時に行ったことも事務改善につながったと感じております。組織改革の成果と評価しております。

その一方で、課を統合したことによりまして、組織としてはスリム化しましたが、事業内容が多岐にわたり、事務分担が難しかった部署もあるようでございます。この間の経験を生かしまして、新年度のスタートに向けて議論してまいりたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 酒井廣治議員。

6番(酒井廣治君) 今、大体の概略の回答をいただきましたんですが、ただ、今、御返答の中に多々問題があった点があったかと思えます。この点につきまして、どのように解決をされるのか、どのようにやっていかれるかということ、対策等々、今、おわりの範囲内でひとつ御回答をお願いできたらありがたいかと思えます。

副議長(鈴木喜博君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) この問題点の解決と今後の対応ということで御質問いただきました。

予算査定の中で、施策の課題やグループ制が機能しづらい原因等を議論しまして、その解決に向けた人員配置等のあり方や、23年度に向けた22年度中の対処方針等も共有しました。この点については、財政と人事、さらには政策担当課が一つになった結果であります。今後も主管課と協議を重ねながら、より事務効率のよい組織体制及び人員配置を検討してまいりたいということを考えております。

(6 番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 酒井廣治議員。

6番(酒井廣治君) 今も御返答がありましたけど、組織改革、あるいは人員配置、あるいは部署の変更というのは、一般の会社とは違いまして、きょうやってあしたやれるとか、そういうことはちょっとできないと思うんですね。ですから、恐らく22年度にやりかけられても来年の23年度の4月まではかかるだろうというふうにするわけなんですけど、今お話がありました組織の活性化ですね。やっぱりせっかく組織改革をやったのなら活性化をしていただいて、それを町民サービスの向上に向けていただくように鋭意努力をしてほしいです。

次に、この組織改革によって若干庁舎のスペースが変わったかと思いますが、庁舎の有効利用についてちょっとお聞きします。

今申し上げました組織改革によりスペースが有効活用されているようにみえるんですが、例えば去年の春の段階では1階、いわゆる今の建設課が見えるところに2市2町のごみ処理事務局が移転しましたですね。それから、2階、行政課の隣に何かわかりませんが、農業公園構想事務局があったように私はお見受けします。それが今なくなっておりますね。それから、この4月には、この前、話がありました、2階の監査事務局があくというふうにお聞きしておりますが、2階の行政課の北側の一部が、私はいつ行っても絶えず不満に思うんですが、どこかの倉庫のように不燃物がたくさん詰まっておるような傾向を受けるわけなんです、どうしてそうしたこの、行政改革をしたときに、庁舎のスペースをなぜ有効にできなかったかということをお聞きしたいと思いますが、ひとつ賢明なる御説明をお願いしたいと思います。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 議員が御指摘のとおり、現在、空きスペースが点在しておるという状況ではございますが、その状況では、現段階では有効活用はちょっと難しいなあとこのように考えております。来庁者の方に混乱がない程度に、さらなる配置の見直しを行って、庁舎の有効利用に努めていきたいというふうには考えております。以上です。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） ただいまのお答えですと、はっきりした回答がないというように受けとめたんですが、再度、各部署で検討していただくようなことはお考えはございませんか。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 実は、当初予算の予算編成の作業の中でございますが、1階の東側にあります環境課の事務所ですが、リサイクルセンターに構えると、移動でございまして、ということで事務効率がさらに上がるのではないかとこの協議もございましたので、今後、移設する方向で検討させていただいておるということでございます。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 今の御返答ですと、環境課が今のリサイクルセンターの方へ移設するというようなお考えだと思いますが、私が見る限り、直観的に申し上げますと、地域協働部の前のところにカウンターなしで、私もお邪魔したときもありますが、あそこのお話をしてみえるような風景が多々見受けられるわけですね。ですから、地域振興課へお見えになれる方も、地域協働部の前にありますね。あそこにお見えになれる方は、一般の方はそうお見え

にならないと思うんですね。あそこに用事のある方は、いわゆるNPOの関係の方だとか、区長さんだとか、そういう方がお見えになれる関係ですが、僕はあその事務所もどこかほかに移動した方がいいような感じを受けるわけですが、総務部長、どうですかね。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 今言いましたように、より具体的なレイアウトを今考えておるわけでないのだからですが、仮に環境課がリサイクルセンターとなりますと、そこもさらにあきます。御指摘の窓口来庁が少ない地域振興課の移動というのも順次できるわけでありまして、また、生涯教育部のあたりのこともそういう視野の中には入れていけないかということですが、これも一つ動かせば、またいろいろと関係してまいりますので、基本的には環境課の移動が可能になるかどうかというのが、また一つのレイアウトのもとになっていくのではないかなというふうに思っております。

（6番議員挙手）

副議長（鈴木喜博君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） そうでしたら、最後に質問いたします。

実は、私は議員になりましてちょうど3年目になるわけですが、いつも不思議に思っております。現在の保健センターの1階が福祉こども課となっておるわけですね。それから、中央公民館2階に教育課がありますね。この機会に、大々的に今のスペースがあいたわけですから、よく御検討されるときに、今の福祉こども課、それから教育課等々を本庁に戻していただく。何も本庁に戻してどうかということじゃありませんが、なぜかといいますと、他の市町村から編入された方は、まず住民課へお見えになりますね、戸籍住民課へ。そうしますと、子供の見える方には、次の部署へ行ってくださいよと指さして言われるわけですね、見ておると。極端なことを申し上げますと、そこの受付の方は、パソコンでも向こうでもやれますよと簡単におっしゃられますね。だけど、それは簡単に言うということは、他から来た町民に対しては、本当の親切なサービスではないと思うんです。道もわからない。向こうの健康センターですよと言われたって、相手の方は右も左もわからんですね。絶えずおる人はいいかもわかりませんが、やっぱり一連の流れの作業はこの本庁というところで、やっぱり子供というのは一番大事だと思うんですね。ですから、本庁に移動させて、移動させるというのは申しわけないと思うんですが、部屋のスペースのところへ、十分御理解していただけるような考えはございませんか。それだけ一つお願いしておきます。

副議長（鈴木喜博君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 福祉こども課だとか教育課の本庁への移動というようなことで、その考えはということで御質問いただきました。

先ほども回答させていただきましたんですが、環境課の移転が可能になってくれば、御指摘の福祉分野の所管する課だとか、教育課等の移転スペースが生まれてくるということになってきます。また、指定管理者による施設運用が軌道に乗ってくれば、生涯学習課も移転が可能ということになることから、施策の連携等も勘案しまして、22年度の上半期をめどに一定の結論を出せるような検討をしてみたいというふうに考えております。

(6 番議員挙手)

副議長(鈴木喜博君) 酒井廣治議員。

6番(酒井廣治君) ありがとうございます。今、そうした御返答をいただきました。

実は、あそこでも交通事故が起きたり、異動にひっかかる人が非常に多いもんですから、なるべくなら一つの庁舎の中ですべてのことがうまく回っていくように、お互いに行政事務の効率を上げるためには、同じような庁舎の中で仕事ができるのが非常にいいんじゃないかと私は思うわけですから、ひとつ今後、行政事務、あるいは町民サービスは町民の目線で考えていただいて、仕事がやれるやれんじゃなくて、町民の目線で見ていただくことを切にお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

副議長(鈴木喜博君) 一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。

引き続き17日水曜日午前9時半から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

(午後 3時55分)

